

日本には噴火山多くまた地震も多い。それ等の影響を受けて、一時的、花火的の活動が多いと評されてゐる。故に、これの反面には、また長所として、舊感に執着することなく、恬淡洒落で、飽くまで復讐をしようと云ふが如き點は尠い。凡て新奇を好む結果、一たび新しきものに接するや、舊なる事項中に優秀なるものありとも、弊履の如く無批判に放棄してしまふ。また一方に於て新しく物事を築き上げてゆく傾向を持つ。

三 小 慾 性

米國民が、凡て何事に於ても、世界第一を標榜してゐるに反して、我國人は、何事も引込思案で極めて小慾である。凡て小成に安ずるものである。

之が原因は種々ありと雖も、第一は、永い閉鎖國的精神によつて、東洋の小孤島に比較的呑氣な生活を續けて來た事として、その生活がまた絶對の禁慾主義で慾望を撲滅する事のみ苦心したものである。それが永い期間に於て國民性となつたものである。

輓近皇國の権力も増し外國との交渉も頻繁となるにつれて、漸次思想も變動し、

國民的自覺も濃厚になつた結果次第に遠大な理想と一段の慾望も増長して來つゝある事は、本項のみに限らず同様である。

四 排 他 性

個人の發展は、社會の裡に於てのみ可能である。

國家の發展は、同胞が相互扶助によるの外はない。

我國人は、この相互扶助の精神が極めて乏しいのである。兄弟が鏑を削ると言ふ有様で他の成效をねたみ、他の地位を陥れんとするの嫌がある。

個人の發展に就ては、家庭に基礎をおき家庭の發展には、社會を基礎に置き、國家の發展には、世界を基礎に於て努力せなければならぬ。

個人の發展のために、他の個人を排して却つて家庭の發展を害し、國家の發展のために、他の國家を排して却つて世界の發展を害してはならない。

個人相互扶助により家庭の相互扶助により、國家の發展に與り、國家の相互扶助によつて、世界の進運に貢獻せなければならぬ。

世界の大事を自覺するとき、他國を排し、我國の大事を自覺するとき、他人を排す

るが如き態度に出る事はできない。
飽くまで大局に目覺めて、相互扶助の精神によつて、發展をばはかつて行かなければならない。

五 模倣性

日本人は、猿的の國民であると言はれてゐる。

一般にしかく認めて今日まで満足して來たのである。日本人は、所謂小利にて模倣に巧みである。大抵な輸入文明は直ちに自國に於て之を模倣して、自ら生産すると言ふ傾向を持つて居る。之が長所であると同時に、一方に於てまたその反面に、短所として、創造性が乏しいのである。

創造性の尠いと言ふことは、本性として創造性を持つてゐないと言ふ譯ではない。萬事性急でしかも淺薄に取扱ふ事が習慣となつた結果である。だから物事を深刻に研究して行くといふ努力が足らない結果である。

大抵な事は、一時的に糊塗的に間に合せて單純な事で済ますのである。その結果創造するまでに至らないのである。之も、全く我國民の創造性が不足してゐる

と言ふ譯のものではなく、今日迄の傳統によるものである。

今後の世界的活動は、模倣だけでは、とても間に合はない。自己的に自己の努力によつて、凡てを創作する人を創らねばならぬ。模倣性の長所を伸ばす事に努力するよりも、創造性の發現と伸長に努める事が肝要である。

以上は、我國民性の長短所の大要である。

勿論時代の推移に伴ひ漸次變遷を見つゝある事は言ふまでもない。

之が指導に際しては、更に之れ等を根柢として郷土の實際の長短所を參酌して、尙ほ青年の生活の實際の長短所を凝視して經營しなければならぬ。

第十章 青年教育の基調としての人間性

第一 具體的全一性

理性主義が人間の分解的方面のみを見て、人間を二元的見解に立つたに反して、實用主義に於ては、人間の活動の綜合的方面のみを觀、現實的、生物的、具體全一のものと見た。

然るに人間の活動は單に一面より見れば二元的に働く様であるが、他の一面より見れば、一元に働くものである。

かくの如く觀じ得る所以のものは、何を意味する。

抑も、人間の本性は、理想主義の考察する如く、單なる二元的のものに非ざると同時に、實用主義の論ずる如き單なる一元的のものでもない。人間性全體よりそのまゝ見れば、全く具體全一のものである。たゞ一として有機的に活躍するものである。二元のものでそれが別々に働くと言ふ様なものではない。けれ共、之を或

必要上、部分的に、觀方を變へて見れば、實用主義者の考へる様に、二元的傾向のものではない。活動そのものではないとしても、活動の跡を見れば、それが二つの方向から考察することもできるものである。

之を別の方面から考察して觀ますれば、人間の本性は、自分と他人と分つて、いろ／＼考へると言ふ様なものではなく、全く自他未分の境地のものである。

けれども、ある機會に於て、ある必要上、自分を、自分と他人とに分つて考察ができるものである。また、兒童は主觀客觀に分つことのできない、之を別の言葉で言へば、內在的に超越した主客合一の境地のものである。

けれ共、必要に應じて、之を分裂せしめて、主觀と客觀とに分つて考へることのできる本性を持つものである。

そこで、私の考察する處から、その結論を抜き出せば、主客に分裂せしめ、自他に置換することのできたのは、それは便宜上のもので本性そのものではない。

そこで本性は矢張り實用主義者の考へる様な具體全一のものである。而かも、これは實用主義者の考へる様な、二元的傾向、殊に價值方面、規範方面、理想方面の含

まれて居ないものではなく、大に、それあるため、人間としての生命を發揮してゐるものであることを領會しなければならぬ。

根本性は、具體全一のもの、主客未分、自他抱擁、知情意の渾一、理性と自然性との融一、心身一如等すべて、規範を内在した具體全一のもので、有機的關聯のものであつて社會協和の實現への姿である。

特に青年教育は、この點に留意して指導しなければならぬ。

第二 自己創造性

理想主義の主張する處創造にある。實用主義の主張する處、これまた創造にある。

今日世界に於て、幾多の教育理想はあるけれ共、何れにしても、創造を中核に置かないものはない。

さて、理想主義の主張する處の創造は、之を一方から言へば、規範意識に拘束されたものと言つてもよいのである。先づ第一に、規範意識の指し示す處によつて創

造される。創造されたものは規範意識そのものである。故に全く事實を通り越した抽象的創造である。

實用主義の主張する處の創造は、規範意識に拘束された様な價値の創造ではなく、全く自由な實用價値に即しての創造である。實用價値であるが故に、全く抽象ではなく事實そのものである。而かも之は現實そのものである。

茲に言はんとする人間の重要な部面をなすものも、言ふまでもなく創造性である。けれども、それは、さきに述べた如き抽象に隨したものでなければ、また、事實に偏したるものでもない。

現實に墮落しない現實性の創造別の言葉で言へば、規範性を内在した現實創造である。また、抽象に偏しない規範の創造即、現實の中から規範を見出すことである。

前者は、規範の現實肯定であり、後者は、現實の意義發見である。何れにしても、事實そのものに意義をもつものゝ創造である。斯くの如き創造性こそ眞の人間の本性である。

之を敢て従來の言葉を以て言へば、規範と現實とを内在超越せる全一的價値の創造性を持つものと言ふべきである。而かもその全一價値の創造は、外的經驗のものではなく、自己の欲求そのものに外ならないもので、全く人間の自己生産的のものである。而して何等の拘束を受けずして、而かも客觀性を持つものである。青年はこの創造性は尤も強烈である。凡てを自己の創造によらんとする。それが完全なるものではないとしても、この創造性の充分なる伸展を圖つてやらねばならぬ。

第三 社會的協同性

従來教育の對象たる兒童生徒を観るに、一は、抽象的一般的人間と見、一は、一般生物としての人間と觀て居たのである。

某は、一般的人間には違ひはないが、凡ての某は、すべての状態が同等のものではない。各々異つたものである。

ただ生活機關としての共通性を有する存在である。

凡ての人は、一面には世界的に横の關係中に置かれてゐる。故に、この點に於ては、普汎的のものであつて、世界人、社會人、一般人と言ふべきである。

一面には、その國、その場所の歴史と言ふものに支配される。而して、之によつて特殊の發達を爲してゐるものである。その點に於て、全く具體的特殊的のもので、日本人、英國人、文明人、野蠻人と謂はるべきものである。

人間は、社會人として、社會の人々と共に生活してゐる處の横の生活をなすと同時に、長き歴史によつて、特殊な生活をなして、縦に大なる關聯を持つものである。

人は、凡て、縦の生活線上に内在し更に横の生活線上に内在するものであるが故に、その十字路、交叉點に存在するものと謂はねばならぬ。

故に、現在に立つて過去に關聯するものである。また、世界的に見れば、個人でありながら國家にも關聯して居れば、また世界にも關聯してゐるものである。

青年は、一般人であると同時に、日本の風俗、習慣、教育制度等各種文化の中に育つた日本人である。故に三千年の日本の血が、張り切れんばかりに流れ込んでゐる。

しかし、同時に、世界人たる事言ふまでもない。従來の青年教育が不徹底なる所以の一つは、叙上の根本性を培ふ事に努めずして、或は、一般的人間教育に墮したり、或は、單なる而かも偏狹なる日本人教育に陥つたりしてゐた。

青年は、この本性の両面が漸次成長して來てゐる。上下の社會協同性、左右の社會協同性の教育に努力しなければならぬ。

第四 獨自的價值性

實用主義に於ては人間性を觀て、全く變化的、過程的に觀る。絶對特殊のものとして觀る。而して、その變化の中には、何等の統一のなきものと觀たのである。

之に反し、理想主義に於ては、人間性を普汎的に觀、多數のものゝ一致する點、むしろ時空を超越した抽象點のみを觀て、人間性の變化の部分は、全く價值のなきものと見たのである。

故に教育の對象としての兒童生活は、前者は、一人々々が絶對に異なるものと觀て

計畫し、後者は、一人々々を同等のものとして觀、その共通點を教育の對象として計畫したものである。

變化ばかりが人間の本性でもなければ、また統一のみが人間の本性でもない。人間性は統一があること言ふまでもない。しかし、その統一の仕方が必ずしも同一ではない。人間の本性的原素は、同一に具備してゐるとしても、その各要素の質は必ずしも同一ではない。故に之が統一された個人の姿は各自全く異つた姿である。故に統一的であり而かも特殊である。

各要素の質の異つてゐるものが、そこに統一體をなすとき、到底他人と置き換へる事のできない姿を持つに至る。

それが原因は種々ありとするも、その大なるものは、遺傳であり、環境であり、修養にある。

青年は、多大の環境的影響を受け、廣深なる修養をなし來りたるが故に、ますます獨自的本性が成長して、特殊的價值的の存在となつてゐるものである。

この獨自的本性こそ人間として實に貴いものであると言ふまでもない。

故に今後の青年教育に於ては、従來の如く、水平人間、平等的人間、同一色人間、同型的人間を創ると言ふ如き教育であつてはならぬ。何處までも、各要素の質的相違のまゝ、統一體として止揚して行くことである。故に、之を大まかに言へば、何處までも成長性の施行部分は永久に山をなす如く、弱い部分は永久に谷をなして、進展成長して行く如き教育、獨自性を尊重したる教育、之こそ青年教育の重要な努力であらねばならぬ。

第五 領會作用性

従來廣義の認識が、凡て知的能力のみによつて、合理的方面の努力によつて、凡て合理的方面の努力によつて、凡て體得でき得るものと考へて來たのである。故に人間の本性も合理的方面のみの持主、即分解總合のみの活動を爲すものと斷定して來たのである。

然れ共、人間が、各種の廣義の認識を爲すとき、必ずしも、分解總合の手段を用ひずして、直ちに、把握する場合が尠くない。

直接的、總合的、直覺的、全一的、全我的、渾一的な領會とも言ふべき場合のある事を考へなければならぬ。そうした力によつて掌握された場合は、領會、憧憬、了解、感得、體驗、會得、感激、體認、味得、大悟、體得とも言はるべきものである。

従來認識と言へば、靜的に分解總合の働きに據らなければ、價値のないものとされてゐた。

然れ共、人の學習實現能力は、合理的分解的方面のみではなく、非合理的、直感的、領會的能力の持主なることは、決して疑ふことのできないものである。

以上述べた本性は、すべて動的認識のしかたであつて、同じ知識を握り得たとしても、領會性の發動によつて掌握し得たる知識は、所謂生きた知識である。

今後の青年教育は、従來の如き、論理の遊戯では、到底青年に満足されない。彼等の肺臓について、直入感激を高潮し、深き了解あらしめなければならぬ。

されば、青年の領會性を尤も濃厚に活躍せしめて、全人的認識に努力せしめなければならぬ。

第十一章 青年時代の特徵

第一 青年の認識

青年の生活を指導して、彼等の生活を向上擴充せしめんとするには、先づ以て青年一般の特徵を認識して置かねばならぬ。

一般的概觀的認識が、必ずしも、一人々々に凡てが、あてはまる譯ではない事を知らねばならぬが、まづ、一般的概觀的認識を有してゐて、然る上に、個々の青年のある状態を認識し、あるべき状態に向上進展せしむるの方法を講しなければならぬ。

それは、醫師が投藥するに、病人の診斷に多大の努力を拂ふと同様である。如何に名藥なりとも、その病人の病狀に適應しなければ到底回復を圖ることは不可能である。青年の成長發展を目指しての青年教育の仕事も同様である。

従來、青年の教化に當れる人々が果して、青年の認識が充分であつたか、どうか、實に疑はしい。

それは、いろいろの事情があらうが、第一に擧げるものは、今迄青年心理の研究がおくれて居たと言う事であらう。僅かに一般心理の中に、その一部として研究せられてゐたに止まつて、獨立したる青年心理として研究されなかつた點である。實に青年時代は破壊期とも見へるし、また成長期とも見へるし、或は人生の華とも見へるし、人生の煩悶時代とも見へるが如く、まことに、不可思議時代轉變時代であるから、その研究が極めて容易でなかつた關係も手傳つて居る譯であらう。

其處で、青年の指導者の多くは、青年そのものゝ認識を深める事に努力しないで、自己中心的に、自己獨斷的に、自己のかくあるべきものと言ふことを中心に、青年のかくあるを深く究め、之を如何にして、かくあるべきに進展せしむるかの努力を拂ふ事なく、青年の心身の現狀、發展を無視してまで、直に、教師の要求、父母の要求、社會の規定、國家の目的に合致せしめようと焦燥してゐた嫌がある。

吾人亦教育の目的を無視して、青年の心理の赴くがまゝに引きづられて行く事を以て、最良の教育法とは考へない。

しかし、教育の結果のみに眼がくられて、其の過程と言ふ事を無視しては、所謂勞し

て效なきに終らざるを得ない。のみならず、時には、却つて強制にすぎ、押賣に過ぎ、壓迫に過ぎ、自亡自棄に陥らしむるの例は、世間に往々尠くない。父母教師の要求、社會國家の要求を達せしむる爲には、第一に青年の心理を認識し、その上に要求を照合し、如何にして結果に到達せしめんかとの計畫を立て、之を實地に適用して以てその生活創造擴充せしめねばならぬ。

第二 青年研究の困難

近時小學校兒童の心理研究即教育診斷は、非常に進んで來た。従つて、之が教育計畫の上に、非常に貢獻を爲してゐる。

これが原因は、幾らもあらう。しかし、青年は、全く破壊生活期である關係上、小學校兒童と異り、教育診斷が極めて困難である。

兒童は、父母教師長上に依據しようとする性格を持つてゐるから、大人の保護を喜び、父母教師長上と起居を共にする場合が多いから、彼等を觀察するに極めて便宜をうる。また、答案などを取つて、彼等の生活を検査するとしても、眞面目に忠實

に發表するを以て極めて正確たりうる。

然るに青年は、そうはいかぬ、獨自性が漸次強くなつて來るから、だん／＼父母教師長上の保護を嫌ひだして來る。それで、觀方によると、兒童の柔順にして服従心の強いのに拘らず、だん／＼柔順性が尠くなつて、生意氣に見えだして來る。父母教師長上の命令を聞かなくなつて來る。だから、兒童の様に觀察が自由でない。便宜でない。

單に青年は、感激性が非常に強い。感情の動き様によつて、彼れの生活顯現の様式は、その度毎に變化を現はす。検査するものゝ態度によつて、青年は全く別人の感をする如き生活形式を現はす。

その様であるから、容易に正確なる検査が困難である。また、答案など取るとしても、問題により、氣分によつては、眞を語らない場合もできる。

その様な理由によつて、これまで青年研究の不振な所以である。また、實際青年を研究しつゝ、指導する上にも、困難なものである事を充分に理解して置いて、同情以て青年の指導に當らねばならぬ。

第三 青年期

青年期については、必ずしも、一定してはゐない。

茲では、普通の心理學の示す處によつて青年期の區劃をして置く。

一 乳 兒 期

子供が生れてから一歳乃至二歳までを乳兒期と言はれてゐる。

この期に於ては、普通の言語が一通り整ふて來るし歩行も稍確實になつて來る時代である。

二 幼 兒 期

乳兒期から八歳の頃までを幼兒期と言はれてゐる。

この期は身體も成長して來るが、同時に精神の發達も進んで來る。

この時期の終りになれば、學習に適應する様な生活態にまで進んで來る。

この幼兒期は所謂遊戯時代とも稱すべきもので、目をさまして目を閉ぢるまで遊戯を以て彼等の生活の全部を占めてゐる。

三 少 年 期

幼兒期から十二、三歳の頃までを少年期と言はれてゐる。

身體の成長も順次進み、所謂體力が出來てきて、鍛練に適する様になり、智力も、いよく充實して來る。所謂この頃から學校教育時代となる。

この頃は、随分記憶力も強く、一生に必要な國語の殆んどは、この時代に收得するとさへ言はれてゐる様に、他の精神生活も頗る旺盛なる時期である。

四 青 年 期

少年期から二十歳乃至二十四五歳の頃までを青年期と言はれてゐる。

少年期は、大體身體精神の安定する時代である。處が、この青年期となれば、その安定した心身が破壊されて一部に新生面が開拓成長されてゆく。その發育は、極めて急激であつて、心身上男女の性別が極めて濃厚となつて來る。

成人として必要な各種の本能が發現して來る。それが爲めに、墮落に陥る場合も生じて來る。

身體に於ても、各部の發達の割合が異つて來るし、男女によつて各部分の發達が

著しく變つて来る。變化期なるが故に、時には各種の病氣も起り易い。時には不治の病に犯されるものもできて来る。

精神作用も、漸次高尚となつて、藝術を楽しみ、人生を考究する、現實よりも理想に憧憬する。次第に哲學にまで這まり込んでゆく。爲めに左傾したり赤化したりする事もある。

青年期は、恰かも人生の關ヶ原の如きものであり、分水嶺の如きものである。この時代に、環境がよく、指導者がよい時には、何の苦もなく向上の一路を辿つて天下を牛耳るものとなり、所謂國家社會の有爲なる人物となり得るが、之に反して、環境に恵まれざるものや、同情なき指導者のため、一步踏み誤るとき、再び立つ能はざるに至る。のみならず、國家社會を毒する事甚しきに至る。

斯くの如く、青年期は、一生を定むる改造期に直面してゐるものである。然るに、從來この大衆青年實務青年を指導する機關のなかつた事は遺憾であつた。

教化機關として青年團の設定があり、成人講座なども催されて來たけれども、消極的なもので、熱烈にして、意氣旺盛、自己改造に全生命を傾注せんとするものにと

つては、誠に物足らぬものであつた。

このたびの青年學校の創設は、まことに青年のためにも、國家社會のためにも、極めて、重要な意義を持つものである。

第四 身體の發達

一 骨 骼

青年期の始まりの頃から骨の成長は非常に急激となり、青年期の終り頃には、大體骨が堅くなり、また、骨相互の結合點も強くなつて、鍛練的な活動に堪え得る様になる。

之れを局部について見るに、胸圍は急に成長してくる。腰の骨は、著しく發達して來る。女子は殊に著しい。

頸の骨も成長して來る。少年期までは、何だか胴と頭とが漸くにして繋がつて居る様に見えるが、青年期には、胴と頭が調子よく首によつて結合されてゐる様に見える。

男子の聲帯が發達し喉頭が次第に前出するのも一特徴である。

二 筋 肉

この時代は、一面身長が増すと同時に筋肉も非常に發達して來る。所謂目につく様に太つて來るのが、この頃である。

故に、少年の頃は、外から個々の筋肉の姿を見たりする事はできない。見るからに圓滿美を發揮してゐる。然るに、青年時代となると、外から、一つ一つの筋肉が窺はれる様壯大美を發揮する様になる。

強力にして長時間筋肉勞働に堪ゆる様腰、手、足の大筋肉が非常なる發達を見る。同時に、指の筋肉、口の周邊の筋肉など精神生活に非常なる關係を持つ所の小筋が發達して來て、人間が他の動物と異なる極めて複雑なる文化運動ができる様になる。

何れにしても、筋肉の發達が著しくなつて來るので、ジツとしてはおれなくなる。相撲を好み武道に精進し各種競技に耽つて大筋をしきりに活躍せしめる。或は笛をふき或はピアノを弾じ、裁縫をなし料理を好むなど小筋の活躍をなさしめる。

故に、この時代の青年をジツと靜止さす事は、當を得たものではない。適當に指導して充分なる活躍を助成してやらねばならぬ。

三 心 臟

青年期に於ては、身體各部が非常に發達するため、之に必要な血液を送るの必要上、心臓も身體と共に成長してくる。ために體溫も増加して來る。

心臓の發達と關係して、感情が興奮して來る。だから青年は羞耻の情が強くなり、一寸した事にでも顔を赤くしたり、何でもない事に恐怖して心臓の鼓動が激烈となつて來る。

すこし位の事でも、非常に可笑しくなつたり、非常に悲しんだりする。

これを單に大人の氣分で批難したり、矯正しようなどは考へてはならぬ。

四 肺 臟

青年期には、肺が増大して來る關係上胸圍が非常に發達する。反對に考へれば、胸圍の發達してゐないものは肺の發達が弱いものと言へる。體格検査上胸圍の大小を重視するのは、この所以である。

少年期までの呼吸はとかく横隔膜を上下して、腹式の呼吸の場合が多いが、この時代となると、順次胸部を上下して呼吸する胸式呼吸に移り變つてゆくを見る。

五 腦 髓

腦髓の重量は、七八歳にもなれば大體成人の重量に近づいて来る。それで、青年時代には、他の身體の部分が急激なる成長を見るに比し、腦髓の發達は極めて尠い。形體の増大や重量の變化はないが、その細胞の働きが非常に活潑になつて来る。青年の活動が旺盛になるのは、茲に原因をなしてゐる。哲學、文藝、宗教、科學など高尚なる精神作用に努力し得るに至る。

六 分 泌

青年期は、所謂成長發達期である。しかも改造期である故に、之に適應する爲めに分泌作用も排泄作用も旺盛になる。

第一皮膚の脂肪の分泌は非常に多くなつて来る。そのため皮膚病を起し易くなる。随分そのためにニキビを出して居るものも多い。勿論、そのために、皮膚は、常に油きつて艶々しい。

汗も多く小便も多い。これ排泄作用が盛んな譯である。

第五 感覺の發達

一 皮 膚 覺

青年時代に、特に發達して來る感覺は觸覺である。これは、言ふまでもなく感受性が強くなつたからである。これは、生殖本能が發達して來た所以である。

だから握手、接吻はこの時代に芽生えて來るものである。

何だか異性にふれて見たくなるし、また、自らの顔色、手の皮膚の色、身體全部の皮膚の色に對して、興味を持つて見たり、優越を感じたり、悲觀したり、手入に努力したりする様になる。而して、不満足な點に對しては、手入の方法を苦心して努力するに至る。

二 嗅 覺

少年時代は、あまりに嗅覺に注意しないが、青年になつて來ると、異性問題も手傳つて香臭に對して非常の興味又は不快の感を持つ様になつて來る。

小兒は、厭な臭にも割合に平氣であり、又よい香を好む様になつて来る。石鹼などでも、香の薄い香のないものは、如何に品がよくても購買力は弱い。これは、勿論性慾發達の結果からも來てゐるのであらう。

少年の頃は、色に對しては、相當興味を持つてゐるが、香ひは好いものでも却つて嫌ふ位である。青年になると、香ひに關心を持つ結果、自己以外から來る香ひに對して、非常に好感を持つと共に、自分をも、その香ひを以て粧飾する様になつて來る。斯うした青年の嗅覺の働きのなり、また、この働きの伴ふて起る粧飾なども、簡單に排斥してしまふ事はよくない。

適當に善導してやる事が大切である。

三 味 覺

青年時代となると、嗜好の範圍が漸次増大して來て、少年時代には、甘味のを好む位に止まつてゐたものが、苦味や、辛味、酸味、澁味のを好む様になり、更に煙草を吸ひ、酒類を嗜む様になる。

また、少年時代には嫌ひであつた葱の白根、人參茶、コーヒーなどをだん／＼好

むに至る。

之等は、精神上に、まけず嫌ひと言ふ性質も發達して來るので、夫等の優越感も手傳つて、最初は大人の食べてゐるものを強ひて食べて見ると言ふ點もある。

また、一方に於ては、今迄非常に好きであつたものが、此青年期に至つて、俄かに嫌となつて、それ以來は口にしないと云ふものもできて來る。之等は、父母教師が、何だか計畫的の事でもある様に責め立てしたりする事はよくない事である。

四 聽 覺

青年時代は、また聽覺に於ても、感受性が強い。

それで、よく音樂に熱注する。他の音樂を聽取するに止まらず、よく自分で歌つて見たり、樂器を練習する。

他人の聲色に對しても、頗る注意を惹く様になり、また好嫌の態度をとる様になる。同様に、自然の音響に對しても、一種の感情を以て接する様になる。

青年自身にとつて、一大變化は變聲する事である。音量が増大して、壯重味を加へて來る。

五 視 覺

少年時代までは、大體赤系統のものを好むものであるが、青年時代となると種々雑多に變化して、所謂個性色が生じて来る。各自の好嫌の色が段々と明瞭になつて来る。勿論流行に支配されると言ふ事もあるけれどもその流行の中に更に自分の好む色を發見するに至るものである。

更に各種の色に、精神上の意味づけをする様になつて来る。單に色そのものを認識するに止まらず、これに關聯して、其の色の象徴する各種の聯想を恣まゝにするに至る。

第六 本能の發達

一 恐怖本能

子供のときの恐怖は、闇黒とか強い音響とか、猛獸とか極めて有形的な、現實的な、感覺的な、一口に言へば、直接的で極めて簡單である。

けれども、青年期の恐怖は全く之に反對である。大抵は無形的で、空想的で、感情

的で、一口に言へば間接的で極めて複雑である。

故に、或は自己の將來を恐怖したり、自己の身體を疑つて見たり、今の現在の地位境遇は夢ではないかと思つて見たり、何か自己に失敗の日は來ないか知らんと考へて見たり、殊に女となると人の前へ出る事さへも恐怖してしまふ。

そうかと言つて、教師の前では、中々言葉も出ない學生が、蔭では、随分學校騒動をも企てると言ふ亂暴をする。

二 憤怒本能

子供の時には、随分怒りつばいものである。自分の怒りをすぐに直接行動に移すものである。

しかし、青年時代には、いろ／＼怒りがあるとしても、それを直に直接的行動に移す様な事はない。じつと之を堆積して居る事ができる。と言つても、逆も、大人の様な事はない。少しの事でも實は度重なると噴火する場合が尠くない。

何と言つても、體力も出來てくる結果、一度爆發すると、逆も大問題をひき起す場合も生じてくる。

女子が憤怒を内に包むとき、それがやがて嫉妬の形式をとる。何かにつけて憤怒を晴らす方法を講ずる場合もできてくる。また、いつ迄も之を胸の内に永く永く秘めて置く場合もある。

三 社交本能

「人は社交的動物なり」は、永久に眞理である。子供であつても青年であつても仲間と共に交ることは彼等の唯一の楽しみである。

父母兄弟に疎外さるゝよりも朋友に疎外さるゝことが、何よりも悲しいのが兒童の生活である。

青年の社交性は、兒童よりも一層濃厚に表れてくるものである。

時には不良の團體ができて、それで以て、極めて強固なる團結ができて、國家社會に害毒を流す場合も生じてくる。

しかし、その指導よろしきを得、社交性を利用して團體をつくらしめて、活動せしむれば、有益なる事業も成熟せしむる事ができる。

青年學校に於ても、この社交性を利用して、各種の行事による指導や、團體的生活を爲さしめて、その性格を陶冶せねばならぬ。

四 模倣本能

少年時代までは、極めて模倣性が強い。

生活上必要な凡その事は、大抵模倣によつて收得するものである。

青年時代となると、だん／＼批判力が生じて来るから、單に全體を模倣すると言ふ様な事はない。なるべく自個に適するものを選択すると言ふ。選擇的模倣とも言ふべきものに進んで来る。自己の意志が餘程加はつて来るのが特色である。と言つても、矢張り大勢に合流すると言つた傾向が尠くない。就中女子に多い。流行はその一つである。男子にも新しい思想の流行する事も尠くない。善良なる模範を與へて、同情を以て之を導くとき、青年は喜んで之に従ふ。

五 色慾本能

色慾本能は、この時代になつて始めて勃發する本能である。

これと同時に、戀愛本能も生じて来る。感情の根本に立つての發現と、色慾本能

の純潔なるものより醸成されたるものとの別はあらうが、一對の男女の間に起るものである。

何れにしても、この青年時代の尤も強烈なる本能の表現である。

色慾と男女互に相近づかんとする姿の關係は、青年に近づくに従つて變つて來る。幼年期は男女互に仲よく何等性別に顧慮する處がない。然るに少年期に入ると既に男女の間には一つの溝渠でもある如く、むしろ相反するかの様に見える出て來る。

青年期となると、男女互に相慕ふ情熱は益々熾えて來る。しかし、形式的には矢張り相避けてゐる。一面世間の風評や、父母教師の教訓指導や朋友の排斥など顧慮しての結果であり、一面羞恥心が強くなつて來る關係もある。

その相避けてゐる間に、男は益々女に優者として批判せられんことを念頭より離さず、自己の向上に努力し、女子も同様、男子より美しく見られようと努力する。其處に男子は男子同志、女子は女子同志の間に、自然に競争も始まる。

この間に、各々一段の進歩向上を見ることが尠くない。

そう相互に相當な巨離を持つてゐても、相反しての結果ではない。故に何か機會あらば相近づかんとしてゐる。また、相互には相距ててゐても、何かの方便によつて、自分の尤も慕はしい男女相互に、一人を對象として接近する方法を講ずる。或は手紙の交換を以てし、或は寫眞の交換を以てする。或は自己の力作品を或は送り或は受取つて、それを、當人として感ずると言つた様なことに浮身をやつす。正しく發達しないで、満足を得られないとき、一身を犠牲とするものも出來たり、それ程でなくとも、自己の向上發展を阻害すること甚しい場合も尠くない。

しかし、これの正常なる發達によつて、男女相互の正しき生活も出來、また、眞の道徳の完成への過程である。

所謂天下の分れ目の一大原因をなす時季であり而かも、この本能の活動が大に與つて力あるものである。

故に、この青年の本能的煩悶や苦惱を、直に之を擊退して、新しく大人の要求する精神状態に到達せしめんと焦燥する。

而して、時に青年の反感を買ひ却つて彼等を失敗に陥らしむるに至る事が尠く

なり。

第七 道德生活

青年時代は、一方に於て、道德科學哲學などに這入り込んでゆくものもあるが、また、全部のものがそうとは限らぬ。むしろ、肉慾の誘惑に打ち克ち得ずして、所謂耽溺生活を送り、爲めに、身心を害して、生涯を誤るに至るものがすくなくない。

しかし、また、順當に發達したものは、自己以外に尊きものを認識する。他人の尊嚴を認識する處に道德が生れて来る。

幼年期の如く、權威を以て之を指導する處に道德は減滅する。しかし、青年期となると、權威を以て、命令し禁止したのでは、崩しかけた道德は、猶更萎縮してしまふ。自律的に青年各自が、自ら軌範を創り出すに至る。この働きを見のがす事なく、適當に指導してゆかねばならぬ。

青年の道德生活を程好きに指導するとは、色々あらうが、なるべく、卑下せしめな

いで、強迫せず、壓制せず、彼等の生命より湧き出て来る自律的な道德の萌芽を守り立て、あまりに、細かな事にまで、小言を言はず、常に大綱を握つて、括りをつけ、大なる弊害を起さしめず、芽生えを培養してやらねばならぬ。

青年は、幼年期の如く、規範の低き、または、規範の無きものではない。大人から見れば、ときに無道德無規範の如く見ゆるも、彼は、何等の道念のなきものではない。彼等の生活の凡てが、全く矛盾の生活者である如く、道德に於ても同じく、道德的混亂の生活である。或は、甚しき二元の葛藤者である。これを單に、享樂者と見たり、または、無規範者なりとして排斥するのは、よくない。

しかし、一面に不良なる環境にあるもの、または、愛に缺けたる指導者など、青年を迷路にさまよはしめたり、惡道に陥し入れ、勝ちな場合に、道德的葛藤が、惡の方面のみ發達してしまふ。而して道德とは、傳統を守る消極的人間にのみ必要であつて、新人即青年の如く、創造生活に生きるべきものは、耳を藉すべきものではないとしても、其處に不良青年に陥り、道德的良心を鈍らしてしまふ。

指導するものは、單に青年に向つて強制するに止まらず、よく内省せしめ、批判せしめ、彼等の精神の内部から、道德的規範を啓發成長せしめねばならぬ。

第八 職業的意識

青年の初期に於て職業に就いては、それは、大抵、父母その他長上の好意又は命ずるまゝによつたものであるが故に、職業の本質なり、之に對する道德的意義などは認識しない。且つ個性と現職との關係などは勿論分るものではない。悪く言へば命ずるがまゝに働くと言ふに止まる。

大體職業意識は、知識として學んだり、または、人から話し聞かされたりしたのでは、眞に理解できるものではなく、自分が職業について幾多の體驗を経て始めて、職業の本質意義なり、興味なりが分つて來るのである。勿論、その前に基本的な、根本的な、準備的な資料の要することは言ふまでもない。

最初は、命ぜらるゝまゝに動いてゐたのが、その仕事はその人の個性に適すると、き、その仕事だに親しむに従つて、その仕事に愛着を感じ、次第にその仕事に興味を爲すに至る。それから進んで、その仕事に社會的意義を發見し、倫理的意義を漸次明徴になり、それを體驗するに至る。勿論之等は適當なる指導誘掖者があつて

事である。

第九 青年に陥り易き罪惡

青年は、心身の動搖期である。破壊期であり創設期である。それだけ、境遇よらしきを得ざるか、或は適當なる指導者を得ないときは、また、罪惡に陥りやすき傾向を持つ。

それは、環境なり指導者なり種々の事情によつて、必ず、その種類が一様でない。また、同じ種類にても、その質の程度が必ずしも一様でない。しかし、茲には、概觀した處について述べて見る。

一 逍遙病

逍遙性は、少年後期から十六七歳まで、漸次強烈を加へて來るが、適當なる指導者がありさへすれば、漸次その回数が尠くなる。

大體少年にしても青年にしても、自覺心が成長し、だん／＼自個を建設せんとしてゐる頃であるから、父母兄弟姉妹其他長上からも壓迫禁止を受けることは、大嫌

である。思ふ存分、自己の考へてゐる通り之を實行して、自己の所懐を飽まで實行しようとする。

その結果家に閉ぢこもつて、父母の膝下で禁止命令を中心に、靜寂なる中に蟄居してゐることは、到底青年の忍び得ざる所である。

其處で、何かなど用件をこしらへて出あるいて行く。別に用があると云ふことなく、プラクとあるく。食事の時間が過ぎても容易に歸る氣にもなれないものである。

寄宿舎で居る學生が、放課後何も用もないに、毎日街中をブラつくと言ふ。之が青年の常時である。

しかし、それが特別なる理由のもとに行はれるものでなくとも、何れかと言へば、時に誘惑に陥り怠業に走り易き傾向を持つものである。

それかと言つて、危険を恐れて、家に立て籠らしめておく事は、彼等を憂鬱に悪化せしむる惧れがある。

彼れ青年は、所謂力も相當強くなり、恐怖心も漸次薄らいでゆき、自主心は益々強

くなり、自己を外界によつて鍛練せんとする積極的行爲に出るものであつて、彼等青年をして、所謂成人としての品格を築き上ぐる有用なるものである。

要は、家庭の温かみ、寄宿舎の親しみ、主人の温情などによつて、彼等は、一方に於て逍遙性によつて自己を磨きつゝも、墮落に陥ることもなく、誘惑にかゝつても之に墮落せず、自己の生活を成長せしむることができる。

二 蒐 集 癖

幼年期少年期から、益々成長して來た希望は青年期に至つても益々増長して來る。

勿論青年期に至るに従ひその蒐集内容種類に差異の生ずることは言ふまでもない。しかし、彼れ青年は、體力も智力も相當できた今日、自己の虚榮心を満足せしめんがため所謂若氣の至りとも言ふべきか、冒險慾も手傳つて、遂に盗みをはたらく場合も生じて來る。

最初の彼等の心理は、全く蒐集本能の實現であつたものが、何かの機會に盜癖に變化し過程よりも結果を目的として遂に不良青年に陥るものである。

これが原因は種々あらんが、新聞紙によつて其の方法を教へられたるか、或は雜誌によつて暗示せられたるか、或は映畫によつて刺激せらるゝ場合もあり、悪友に教唆されると言つた様な各種の機會がある。

青年指導にあたるものは、第一に、この悪傾向も根本は蒐集本能の實踐であつて、人間活動の根本は純正なる蒐集本能の發展によるものなる事を思ひ、同情の眼を以て、彼等の行動の監視と督勵と指導とにあたらねばならぬ。

彼等の蒐集の本能の正常なる發達成長に努力せなければならぬ。その本能は個人的から社會的へ、自利的から他利的へ發展してゆく様指導せなければならぬ。

三 色情癖

青年時代に勃發する性慾本能は、その指導當を得ず、環境また不良のとき、種族維持發展としての貴重なる本能も、一種の惡癖と變り、青年の一生を誤る事の大なるは、大に警戒すべきである。

尤も陥り易きは自瀆的行爲である。青年の神經衰弱、憂鬱症、學業不振、怠業氣分、意志薄弱等は殆んどこの不自然行爲が原因してゐるものと見てよからう。

更に進んで來れば、同性姦、獸姦にまで及び、遂には強姦の罪までつくるに至る。

それ迄には、相當の時間を要し、また、内外各種の原因を有するを以て、父母、教師、長上が注意して居れば、大抵發見される。

されば大事に至らぬ内、之が原因を取除き、適當なる轉換生活を指導しなければならぬ。

即、適當なる食物を採らしめ、睡眠を充分になさしめ、活潑にして意志鍛練の運動、遊戯を奨勵し、服裝寢具等に注意する。

環境を整理して、彼等の耳目に接觸せしめず、また純淳なる情操を養ひ、その癖に對して嫌惡の情を盛ならしめ、強固なる意志を鍛練し、勃發する本能を意志の力によつて統制してゆくだけの力を養つてやらねばならぬ。

四 嗜好癖

幼兒期、少年期の嗜好は、菓子類、果物類であるが、青年期となると、その嗜好も範圍が廣まつて來る。

喫煙、飲酒などは、その尤も甚しいものである。それが原因の一つは、疲勞回復と

言ふ處にあらう。喫煙は、一休みの所謂間食であり、飲酒は一日の一週の一ヶ月の間食とも言ふべきものであらう。それがいつしか、中毒してしまふ。一つには、青年心理の特徴から來るもので、自己の面目上、朋友に負けてはならぬとか、義理合上とか、先きに立つて、随分苦しい煙草を呑み、惱ましい飲酒をする。それがいつしか口にしなければ居られなくなつて來る、また青年は大に騒いで見たい傾向を持つてゐる。飲酒は、この要求を満たすに誠に都合がよい。漸次之を利用する様になる。

それが、いつの間か中毒してしまつて、煙草を口にしてゐなければ居られない事となり、毎日酒を口にしなければ居られないと言ふ病的なものに陥つてしまふ。その結果には、いろいろな罪惡も犯かされ易い。煙草酒、其他嗜好物凡ての利害を充分に認識せしめて、適正なる活用に當らしむる様指導しなければならぬ。

第十 青年に多い病氣

一 青年期の身體

青年期は、所謂破壊期であつて身體は新しく改造される。改造期であるだけ青年には相當病氣が多い。

青年期には、胃病とか、神經衰弱とか、心臟病や、肺結核など頗る療養に長日時を要する病氣が多い。而してそれ等は、直に彼等の命を奪はないだけ、それだけ長日時彼等青年を苦しめ時にはそれが原因をなして、社會を毒する場合も生ずるのである。

即ち、この期に病氣に犯されるか否は、一代を左右する程のものである。この期に健康を維持するは勿論、之が鍛練に充分留意せしめねばならぬ。青年の健否は只に一個人の幸福に大なる關係あるのみならず、國家の盛衰に、直に重大なる關係を致すものである。

二 胃 病

青年の尤も多いのは消化器病である。

この時代は、身體上に將に一大變化を來たしてゐる時である。にも拘らず、一面嗜好が段々廣まつて來て、つい暴飲暴食する。

時には、激烈なる運動をして、空腹の結果大食する。好奇心の結果、或は新奇なものを食し、または嫌忌するものをも、まけず嫌ひの結果之を食する。

こんなことで胃腸病を起してしまふ。それは持病となり易い。急性で疼痛を伴ふものによると自身も大に養生に努めるが、輕症のものとなると、中々自身も養生ができない。また、父母、教師も、それ程八釜しく言はない。その結果、つひに知らずくりに慢性に陥る場合が尠くない。

三 肺 結 核

次ぎに青年に相當多いのは、肺結核に罹ることである。

これは、言ふまでもなく、この青年期に始めて結核菌が浸入した譯ではない。幼年期に既に感染して居たものが、この身體破壊期に青年の身體が所謂空虚を生じて來るに従つて、病菌が勢力を得て來るので、そのとき始めて、病菌に犯かされた如く考へられてゐる。故に、此の病氣に犯されぬ第一の要件は、身體の健全を持續するにある。

四 神 經 衰 弱

次に青年期に頗る多いのは、神經衰弱である。この病氣は、文化が進み生活が極めて複雑になるに従つて増加して來る。我國に於ても、近年この病氣が非常に増加してゐる。

その原因の尤も大なるものは、不正的性慾満足によるものが最も多い。また、家庭的煩悶や、自己境遇上の不満足の煩悶等による場合が多い。

中には、勉學の努力に比例して自己の成績の劣位にあるを苦に病んで神經衰弱を起すものもある。

結局、神經衰弱は、仕事に興味を有せず、理想目的確立せず、仕事や、勉學に身心を勞すると言ふよりも、あれや是れやと詰らぬ事即ち最後を恐怖して見たり、過程を怪しんで見たり、他人の褒貶ばかり氣にしてゐたり、仕事勉學以外に氣を勞する結果、神經衰弱を來たすものである。

中には、哲學とか宗教とか、半かじりのために、空想に耽り、現實と理想が合致せんとか何とか言つて煩悶するものもある。

何れにしても、之等の神經衰弱は、適當なる身體的鍛練をなし、仕事勉強には、豫定

目的理想を明確にし、之が遂行に努力せしめ、精神修養によつて煩悶を統制して行くの力を養はしめなければならぬ。

五 心 臓 病

この病氣も青年に多い。男子よりも女子に其の數が多い。十五歳乃至十八歳には心悸亢進が多い。

青年は頗る煩悶性が強い。故に心臓病だと診察されると、驚き且つ悲しみ益々病氣を募らせる。悲觀して遂に壓世自殺をするものもできる。

病狀とその療法を明瞭に理解せしめて、落着いて養生する様指導しなければならぬ。

六 睡 眠 障 害

青年期は、身體破壊期であり煩悶期であり、性的變動期である。また過度の勉強に心身を刺激する。

故に、心身の動揺頗る甚しきを以て、寢所に入るとも容易に眠りに就くを得ずして、十時、十一時、十二時と時計の報する毎に益々眼のやえが増して来る。

その様なのが何日か續くと、遂に不眠症に陥つてしまふ。そうなると、一日の疲労は、一晚の睡眠で回復さるべきものが癒されることなく、翌日は仕事に勉強に熱中するの勢力なく、怠慢にその日を過すと言ふこととなる。

勉強家であり、努力家であつたものが、忽ち不勉強家となり怠業者となる。この場合は、よく之が原因を調査して、その處置について指導してやらねばならぬ。

それが募ると、腦貧血、常頭痛、神經衰弱、ヒステリー、癲癇などに犯されることとなる。

七 近 視 眼

青年期には近視眼も相當に生じて来る。之が原因は、燭光の不足の處に於て、細字を取扱ひ又は細密なる仕事に従事するに起因することも尠くない。壯丁検査の際中等學校卒業業者以上の殆んどが丙種丁種である。その丙種丁種は、所謂體檢の不良のものもあるが、第一は近視眼のためになつてゐるものが尤も多い。

しかし、學生以外にも、相當青年に近視眼の多いのは、性慾發動に基くものなどの事である。性慾的不良行爲の大原因をなすものであることを知るとき、父母、指導

者は、充分留意して指導に當らねばならぬ。

第十二章 青年學校の制度の概観

青年學校は、「青年學校令」及び其の關係法令に基いて經營されるべきものであり、また教育行政もこれ等の法令に準據して行はれるものである。

四月一日から實施された之等の法令は、その種別によつて、直に實行に移されるものと、更に時季の制限を置いたものなどいろ／＼になつて居るが、之を實際に使用して所期の成績をあげんとするには、凡てのものが充分に心得て居らねばならぬ。その徹底がなければ、當局の理想計畫も、的外れのものとなつて、成果を收める事ができない。

法は、形式的のもので、その眞價値は法令そのものに在るのではなく、之を活用するものゝ運用如何にあるので、之が解釋の運用に就ては、詳微の點に就ては、其人にあるが故に、一概に客觀して置く事はできない。

茲には、その大様に就て取り敢へず必要なるものに就て考へて見たい。

讀者各位の中には、著者の意見と異なる點もあらう。之は止むを得ない事である。幸に宥恕されたい。

第一 青年學校令

實業補習學校にもあきたらず、また、青年訓練所にも満足し得ない凡てのものはより新しき、より體裁の整つた、より簡單な、より自由制の強いものを欲した。指導者の口からは勿論、生徒の方からも出來得るだけ簡單に、自由制を持つものを要求したのであつた。

その根本が、青年學校令である。即

青年學校令(昭和十年三月三十日勅令第四十一號)

第一條 青年學校は男女青年に對し其の身心を鍛練し徳性を涵養すると共に職業及實際生活に須要な知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とす

第二條 北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合、及町村制を施行せざる地域に於ける町村學校組合に準すべき公共團體は青年學校を設置することを得

市町村、市町村學校組合及町村學校組合は前項の規定に依て青年學校を設置する場合に於て費用の負擔の爲學區を設くることを得

第三條 商工會議所、農會其の他に之に準すべき公共團體は青年學校を設置することを得

前項の規定に依り設置したる青年學校に私立とす

第四條 私人は青年學校を設置することを得

第五條 青年學校の設置廢止は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官の認可を受くべし、青年學校の設置廢止に關する規則は文部大臣之を定む

第六條 青年學校に普通科を置く但し土地の狀況に依り普通科又は本科のみを置くことを得、青年學校には研究科を置くことを得

第七條 普通科の教授及訓練期間は二年とす

本科の教授及訓練期間は男子に在りては五年、女子に在りては三年とす、但し土地の情況に依り男子に在りては四年、女子に在りては二年と爲すことを得、研究科の教授及訓練期間は一年以上とす

第八條 普通科に入學することを得る者は尋常小學校卒業者又は之に相當する素養ある者とす

本科に入學することを得る者は普通科修了者、高等小學校卒業者又は之に相當する素養ある者とす

研究科に入學することを得る者は本科卒業者又は之に相當する素養ある者とす

第九條 普通科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科並に體操科とし、女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並に體操科とす

本科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科並に

教練科とし、女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科並に體操科とす

研究科の教授及訓練科目は本科の教授及訓練科目に就き適宜之を定むべし、但し修身及公民科は之を缺くことを得ず

教授及訓練科目の程度は文部大臣之を定む

第十條 青年學校には特別の事項を修得せしむる爲專修科を置くことを得、專修科に關する規則は文部大臣之を定む

第十一條 青年學校には相當員數の專任教員を置くべし

第十二條 青年學校の教員の資格に關する規則は文部大臣之を定む

第十三條 青年學校の設備に關する規則は文部大臣之を定む

第十四條 青年學校に於ては授業料を徴收することを得ず、但し道府縣立の學校に在りて文部大臣、其の他の學校に在りて地方長官の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第十五條 本令に依らざる學校は青年學校と稱することを得ず

附 則

本令は公布の日より之を施行す
 青年學校の本科の教授及訓練期間は土地の情況に依り道府縣立の學校に在りては文部大臣其の他の學校に在りては地方長官の認可を受け當分の内之を男子に在りては二年又は三年と爲すことを得
 青年學校の専任教員は道府縣立の學校に在りては文部大臣其の他の學校に在りては地方長官の認可を受け當分の内之を置かざることを得
 本令施行の際現に存する公立の實業補習學校及青年訓練所は之を本令に依り設置したる青年學校と看做す
 前項の青年學校にして本令に依り難きものは本令施行後六月を限り仍従前の實業補習學校及青年訓練所の例に依り教育を爲すことを得
 である。

之によつて、目的設置の主體、設置及廢止、科の種別、教授及訓練の期間、入學の資格、教授及訓練科目、教員、設備、授業料、等が明瞭にせられ、附則として當分の内男子本科の年限に關する件、専任教員設置延期の件、六ヶ月間青年學校は従前の例による事を規定せられてゐる。

内容に關しては、何れ詳細に研究する必要あるが概観して、尤も従來の學校令とその趣を異にする處は言ふまでもなく、自由性、伸縮性のある事である。

第六條……普通科又は本科のみを置くことを得

青年學校には研究科を置くことを得

第七條……男子に在りては四年、女子に在りては二年となすことを得

第八條……又は之に相當する素養ある者とす

等地方の事情に應じて適用の自由が許されて居り入學資格に關しても、實務青年を對象とするものであるが故に學歴は低くても中には、いろ／＼の講義録を讀み夜學に通ふ等隨分知識慾、修養慾に燃えて研究してゐるものがある。之等を知識してやる事を主眼としたものである故に、簡易自由に取扱ふものゝ認定によつて適應したる學年に入學せしむる事ができる制度である。

言ふまでもなく、學校としての組織をなして居るが、文都省松田文相訓示の示す

如く、「現に實務に従事する一般大衆青年を對象とする社會教育機關でありますからして此の教育機關の今後の進展充實は諸君の努力に俟つ所實に多大であると申さねばならぬのであります。諸君は深く此處に思を致されて此の新教育機關の圓滿なる發達のため今後十分盡力あらんことを希望します。」にして社會教育機關たるが故である。

青年學校規程は、青年學校令の施行規則に相當するものであつて、文部省令として發布されたものである。青年學校令と共に、青年教育に關する制度の根幹をなすもので、之に基いて凡ての經營にあたるべきは言ふまでもない。即

青年學校規程(昭和十年四月二日)

文部省令第14號

第一條 青年學校の設置に就き認可を受けんとするときは左の事項を具し道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りては地方長官に申請すべし

一 名稱

二 位置

三 學則

四 生徒概數

五 開校年月

六 經費及維持の方法

前項第一號第二號及第五號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官の認可を受くべし

第一項第二號の位置に關する申請には校地の面積、校舍其の他の建物の配置及附近の情況を記載したる圖面を添附すべし

第二條 青年學校の廢止に就き認可を受けんとするときは其の事由及生徒の處分方法を具し道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りては地方長官に申請すべし

第三條 青年學校の設置者を變更せんとするときは第一條第一項第一號乃至第四號及第六號の事項並に變更の事由を具し道府縣立の學校に關する場合

に在りては文部大臣、其の他の學校に關する場合に在りては地方長官の認可を受くべし

第四條 青年學校に於ては校地、校舎、體操場及校具を備ふべし

第五條 位置の變更にあらざる校地の變更並に校舎其の他の建物の建設又は變更は道府縣立の學校に在りては圖面を具し文部大臣に開申し其の他の學校に在りては圖面を具し地方長官の認可を受くべし

第六條 青年學校は學校試驗場、講習所等に併設することを得

第七條 青年學校には土地の情況に依り分教場を設くることを得

第八條 普通科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時數は男子に在りては第一號表、女子に在りては第二號表の時數以上に於て土地の情況に依り適宜之を定むべし

第一號表

教授及訓練科目	第一年	第二年
修身及公民科	二〇	二〇

普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

第二號表

教授及訓練科目	第一年	第二年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家事及裁縫科	八〇	八〇
體操科	三〇	三〇
合計	二二〇	二二〇

本科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時數は男子に在りては第三號表、女子に在りては第四號表の時數以上に於て土地の情況に依り適宜

之を定むべし但し男子に於て教授及訓練期間を四年と爲したる場合に在りては第三號表の第一年乃至第四年、女子に於て教授及訓練期間を二年と爲したる場合に在りては第四號表の第一年及第二年の時數以上とす

第三號表

教授及訓練課目	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇
教練科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二二〇	二二〇	一八〇	一八〇	一八〇

第四號表

教授及訓練課目	第一年	第二年	第三年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	五〇

職業科	二〇	二〇	二〇
家事及裁縫科	二〇	二〇	二〇
體操科	三〇	三〇	三〇
合計	一一〇	一一〇	一一〇

研究科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時數は土地の情況に依り適宜之を定むべし

第九條 青年學校の専修科の教授及訓練期間、入學資格専修項目其の他必要な事項は土地の情況に依り適宜之を定むべし

第十條 青年學校の教授及訓練は土地の情況に應じ適當なる時刻及季節に於て之を行ふべし

第十一條 青年學校の入學期は毎年四月とす但し特別の事情ある者は中途之を入學せしむることを得

第十二條 特別の事情ある者は其の年齢及素養に應じ之を普通科第二年又は

本科若は研究科の第二年以上に入學せしむることを得

第十三條 他の青年學校の生徒にして轉學を志望するものあるときは之を相當科の相當年に入學せしむることを得

第十四條 學校長は生徒にして特別の事由に依り一時他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望するものあるときは其の期間其の生徒の教授及訓練を他の青年學校に委託することを得

第十五條 學校長は普通科の課程を修了したる者には修了證、本科の課程を修了したる者には卒業證を授與すべし

第十六條 公立青年學校には生徒の教育を擔任せしむる爲指導員を置くことを得

指導員は地方長官之を囑託す

指導員には手當を給することを得

第十七條 青年學校の學則には左の事項を規定すべし

一 科並に教授及訓練期間に關する事項

二 教授及訓練科目並に教授及訓練時數に關する事項

三 教授及訓練の時刻並に季節に關する事項

四 課程の修了及卒業の認定に關する事項

五 入學退學等に關する事項

六 其の他必要な事項

前項第一號及第二號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては地方長官の認可を受け第三號乃至第六號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りては地方長官に開申すべし

第十八條 青年學校には學籍簿及出席簿を備ふべし

第十九條 青年學校に於ては平素生徒をして其の修學情況を明にすべき手帳を所持せしむべし

第二十條 青年學校に於ては隨時講習を爲すことを得

附 則

本令は公布の日より之を施行す
實業補習學校規程及青年訓練所規程は之を廢止す
青年學校令則附第二項の青年學校の本科の各年に於ける教授及訓練時數は四百二十時以上とし各教授及訓練科目に付夫々第八條第三號表の第一年の時數を下らざるものとす

以上の如く全體は二十條と附則三項よりなつて、設置、廢止、設備、教授の訓練時數、專修科の内容、教授訓練の季節及時刻、入學期、編入轉學、委託、修了卒業より指導員、學則、學籍簿及出席簿、青年學校手簿、講習の事項まで詳細に規定されてゐる。
之れに基いて各府縣には、青年學校令施行細則が定められる。

第二 青年學校規程

青年學校令施行細則は、設置及廢止、名稱、入學轉學通學並に出席科並に教授訓練期間、課程並に時報季節並に日報、細目、成績等、委託教授訓練の補充、講習、儀式、終了卒業編制及職員、設備及表簿、授業科等極めて詳細に規定さるべきものである。

學校の性質上極めてその地方に適切なる規定が制定さるべきは勿論である。
徳島縣の青年學校令施行細則をのせて、全國各府縣の青年學校施行細則と如何なる點にその特徴をもつかを比較研究するの便宜に供ることとする。

青年學校令施行細則

第一章 設置及廢止

第一條 青年學校ヲ設置セントスルトキハ設置者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

- 一、名稱
- 二、位置
- 三、學則（二通）
- 四、生徒概數及學級編制
- 五、開校年月
- 六、設置區域内ニ於ケル職業ノ情態
- 七、職員組織

八、經費及維持ノ方法

歳入歳出豫算書ヲ添付スベシ

九、青年學校設置ニ關スル議決書寫

一〇、設置者市町村學校組合又ハ町村學校組合ナルトキハ組合規約農會、商工會議所其ノ他之ニ準ズベキ公共團體ナルトキハ定款又ハ之ニ準ズベキモノ、私人ナルトキハ履歷書定款又ハ寄附行爲

前項第二號ノ位置ニ關スル申請ニハ左ノ事項ヲ記載セル圖面ヲ添付スベシ

イ、市町村ニ於ケル學校ノ位置

ロ、學校附近ノ情況

ハ、校地（附屬地ヲ含ム）ノ地目、地番、反別、所有者、方位（縮尺六百分一）

ニ、校舍其ノ他ノ建物ノ配置及面積（縮尺二百分一）

併設ノ場合ニ於ケル第一項第二號位置ノ申請ニハ郡市町村字地番ノ外併設學校等ノ名稱ヲ記載シ且青年學校ニ使用スル部分ヲ明示セル併設學校等ノ平面圖（縮尺二百分一）ヲ添付スベシ

第一項第一號、第二號及第五號ノ變更ハ其ノ事由並ニ新舊事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

第二條 青年學校廢止ノ認可ヲ受ケントスルトキハ設置者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ廢止期日三十日前ニ知事ニ申請スベシ

一、廢止セントスル學校名

二、廢止事由

三、廢止期日

四、生徒ノ處分方法

五、青年學校廢止ニ關スル議決書寫

第三條 設置者ヲ變更セントスルトキハ第一條第一項第一號乃至第四號及第八號ノ事項並ニ變更ノ事由ヲ具シ當事者連署ノ上新ニ設置者ヲラントスル者ニ係ル第一項第十號ノ書類ヲ添付シ知事ニ申請スベシ

第四條 分教場ヲ設置セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ開設期日三十日前ニ知事ニ開申スベシ

- 一、名稱
 - 二、設置事由
 - 三、開設期日
 - 四、校地圖及校舍平面圖（縮尺二百分一）
 - 五、位置及本校トノ距離
 - 六、通學區域圖
 - 七、生徒數
 - 八、分教場ヲ擔任スベキ教員數
- 廢止セントスルトキハ廢止期日三十日前ニ其ノ事由及期日ヲ具シ知事ニ開申スベシ

第五條 學則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一、名稱
- 二、位置
- 三、目的

- 四、科並ニ教授及訓練期間ニ關スル事項
 - 五、教授及訓練ノ科目課程及時數ニ關スル事項
 - 六、教授及訓練ノ時刻並ニ季節ニ關スル事項
 - 七、休業日ニ關スル事項
 - 八、入學轉學及退學ニ關スル事項
 - 九、修了及卒業ニ關スル事項
 - 一〇、賞罰ニ關スル事項
 - 一一、授業料ニ關スル事項
 - 一二、其ノ他必要ナル事項
- 前項第一號乃至第五號及第十一號ノ變更ハ知事ノ認可ヲ受ケ其ノ他ノ變更ハ知事ニ開申スベシ

第二章 名稱

第六條 青年學校ノ名稱ハ德島縣何郡(市)何村(町)立何青年學校ト稱スベシ
私立青年學校ノ名稱ハ私立德島縣何郡(市)何村(町)何青年學校ト稱スベシ

女子ノミヲ收容スル青年學校ニアリテハ女子ノ二字ヲ加フベシ
特ニ必要アル場合ニ限り主トシテ授クル職業科ノ種類ニ從ヒ農業、商業、工業、水
産、理髮等ノ文字ヲ附スルコトヲ得

第七條 青年學校ハ門柱又ハ玄關等見易キ個所ニ名稱ヲ表示スベシ

第三章 入學、轉學、退學並ニ出席

第八條 普通科及本科ノ第一年入學者ノ年齢ハ其ノ年三月三十一日ニ於テ普通
科ニ在リテハ十二年以上本科ニ在リテハ十四年以上タル者トス

第九條 市町村長ハ毎年二月末日現在ニ依リ其ノ年ノ青年學校入學年齢該當者
ヲ調査シ第一號様式ニ依リ青年學校學齡者名簿ヲ調製シ之ヲ關係青年學校長
ニ、入學ニ關シ必要ナル事項ヲ保護者又ハ雇傭主ニ三月十五日迄ニ通知スベシ
通知後入學年齢該當者其ノ市町村ニ轉住シタルトキ亦同ジ

私立青年學校設置者ハ前二項ニ準ジ取扱フベシ

第十條 學校長前條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ更ニ實地調査其ノ他ノ方法
ニ依リ在住者ヲ調査ノ上第二號様式ニ依リ學齡簿ヲ調製シ入學該當者ハ之ヲ

毎年四月十五日迄ニ入學セシメ且其ノ入學情況ヲ第三號様式ニ依リ四月末日
迄ニ市町村長ニ報告スベシ

私立青年學校長ハ前項ニ準ジ取扱フベシ

第十一條 普通科第二年又ハ本科若ハ研究科ノ第二年以下ニ入學セシムル場合
ハ其ノ年齢ヲ基準トシ素養ヲ斟酌シテ之ヲ相當年ニ編入スベシ

第十二條 中學校、高等女學校、尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスル修業年限男
子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ四年ノ實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ
各學年修了者若ハ卒業者ヲ本科又ハ研究科ニ入學セシムル場合ハ其ノ者ノ素
養ヲ斟酌シ左ノ標準ニ依リ之ヲ相當年ニ編入スベシ

第二年

一、年齢十四年以上十五年未滿ノ者ニシテ第二學年ヲ修了シタルモノハ本科
二、年齢十五年以上十六年未滿ノ者ニシテ第三學年（高等小學校卒業程度ヲ
入學資格トスル學校ニ在リテハ第一學年）ヲ修了シタル男子ニ在リテハ本
科ノ第三年又ハ第四年、女子ニ在リテハ本科第三年又ハ研究科第一年

三、年齢十六年以上十七年未満ノ者ニシテ第四學年（高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスル學校ニ在リテハ第二學年）ヲ修了シタル男子ニ在リテハ本科ノ第四年又ハ第五年

四、學校ヲ卒業シタル男子ニ在リテハ研究科第一年

前項ニ規定スル學校以外ノ學校ノ各學年修了者又ハ卒業者ニ付テモ其ノ課程ノ程度ニ應ジ前項ニ準ズベシ

第十三條 市町村長ハ青年學校入學年齢該當ニシテ他ノ市町村ニ轉住シタルモノアルトキハ學齡者名簿ノ記載事項其ノ他必要事項ヲ青年學校長及轉住地ノ市町村長ニ通知シ且名簿ノ當該事項ヲ抹消スベシ

私立青年學校設置者ハ前項ニ準ジ取扱フベシ

第十四條 青年學校長ハ他ノ市町村ニ轉住セル入學該當者アルトキハ其ノ入否ヲ調査シ之ヲ市町村長ニ報告スベシ

第十五條 學校長ハ中途入學、退學、轉學シタル者アルトキハ其ノ氏名年月日、其ノ他必要事項ヲ遲滞ナク市町村長ニ報告スベシ

第十六條 居住所移轉等特別ノ事由ニ依リ他ノ青年學校ニ轉學ヲ志望スル生徒アルトキハ學校長ハ其ノ生徒ノ學籍簿ノ寫ヲ移轉先學校長ニ送付スベシ
移轉先學校長ハ特別ノ事情アル場合ノ外其ノ者ノ入學ヲ許可スベシ

第十七條 學校長ハ轉學者ヲ相當科ノ相當年ニ編入スベシ但シ課程ノ程度ノ相違等ニ依リ編入ノ年ニ斟酌ヲ加フルコトヲ得

前項ニ依リ入學ヲ許可シタルトキハ學校長ハ遲滞ナク其ノ旨當該生徒ノ前在籍學校長ニ通知スベシ

第十八條 他ノ市町村ヨリ無届ニテ轉住シ青年學校ニ在學セル生徒アリタルトキハ學校長ハ第四號様式ニ依リ遲滞ナク生徒出身地ノ學校長ニ通知スベシ
前項ノ通知ヲ受ケタル學校長ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ報告スベシ

第十九條 公立青年學校設置區域外ノ在住者ニシテ公立青年學校ニ入學セントスル者ハ關係市町村長ノ承認ヲ受クベシ

私立青年學校ハ前項ニ準ズベシ

第二十條 學校長ハ生徒ニシテ出席常ナラザル者又ハ相當ノ事由ナクシテ缺席

シ出席ノ督勵ニ應ゼザル者アルトキハ之ヲ市町村長ニ報知スベシ
市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ適當ノ方法ニ依リ更ニ督勵ヲ加ヘ其ノ
者ヲ出席セシムベシ

第二十一條 學校長ハ第五號様式ニ依リ生徒ノ出席簿ヲ調製シ其ノ出缺席ヲ明
ニスベシ

第四章 科並ニ教授及訓練期間

第二十二條 青年學校ニハ普通科、本科、研究科ノ三科ヲ置クヲ常例トス

土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ヲ置カザル場合ハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認
可ヲ受クベシ

第二十三條 教授及訓練期間ハ普通科二年、本科男子ハ五年、女子ハ三年、研究科一
年以上ヲ常例トス

第二十四條 男子本科ノ教授及訓練期間ヲ當分ノ内二年又ハ三年ト爲サントス
ルトキハ設置者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

一、事由

二、教授及訓練期間

三、學年ノ教授及訓練科目時數

四、教授及訓練ノ時刻及季節

五、學級ノ編制及職員組織

第二十五條 專修科ノ教授及訓練期間ハ三月以上一年以内トス

第二十六條 土地ノ情況ニ依リ必要アルトキハ本科又ハ研究科ニ付教授及訓練
期間ヲ異ニスルニ以上ノ科ヲ併置シ又ハ一ノ科ノ課程ヲ教授及訓練時數職業
科ノ種別等ヲ異ニスルニ以上ノ部ニ區分スルコトヲ得

第五章 教授及訓練課程並ニ教授及訓練時數

第二十七條 青年學校ニ於ケル教授及訓練時數ハ別表ノ標準ニ依ルベシ但シ特
別ノ事情アル場合ハ教授及訓練課程ヲ分合シ教授及訓練時數ヲ青年學校規程
第八條ノ時數迄減ズルコトヲ得

男子本科ノ教授及訓練科目ヲ當分ノ内二年又ハ三年ト爲ス場合ニ於ケル青年
ノ教授及訓練時數ハ四百二十時以上トシ各教授及訓練科目ニ付青年學校規程

第八條第三號表第一年ノ時數ヲ下ラザルモノトス

第二十八條 專修科ノ教授及訓練期間、入學資格、專修項目其ノ他必要ナル事項ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

專修科ニ於テハ專修項目ノ外修身及公民科ヲ課スベシ

第二十九條 普通科、本科又ハ研究科ノ生徒ハ同時ニ專修科ノ課程ヲ兼修スルコトヲ得

第三十條 學校長ニ於テ已ムヲ得ザル事情アリト認メタル者ニハ教授及訓練課程ノ一部ヲ課セザルコトヲ得

第六章 學校及訓練

第三十一條 教授及訓練年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十二條 教授及訓練年度ヲ分チテ概ネ左ノ三期トス

第一期 四月一日ヨリ七月三十一日ニ至ル

第二期 八月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第三十三條 教授及訓練ハ毎月之ヲ行フヲ本則トスルモ三月以内之ヲ行ハザル

コトヲ得但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 教授及訓練ハ土地ノ情況、生徒ノ境遇等ニ應ジ適切ナル時刻ヲ選ビテ之ヲ行フベシ但シ夜間ノミニ之ヲ行ハザルモノトス

第三十五條 毎月ノ教授及訓練日時ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムベシ

第三十六條 學校長ハ其ノ學校ニ於テ教授訓練ヲ爲スベキ各教授及訓練科目ノ教授及訓練細目ヲ編制スベシ

第三十七條 學校長ハ第六號様式ニ依リ生徒ノ成績簿ヲ調製シ平素ニ於ケル教授及訓練ノ情況並ニ操行ヲ記載スベシ

第三十八條 教授及訓練ノ委託ハ他ノ一定地方ニ概ネ一月以上三月以内ノ期間ニ亙リ滯留セントスル者アル場合ハ之ヲ爲スベシ

第三十九條 前條ノ場合ニ於テ學校長ハ第七號様式ニ依ル委託書ヲ滯留地ノ青年學校ノ學校長ニ送付シ且當該生徒ノ青年學校手帳ニ出席情況其ノ他必要ナル事項ヲ記入證明スベシ

第四十條 滯留地ノ青年學校長前條ノ委託ヲ受ケタルトキハ特別ノ事情アル場合ノ外承諾書ヲ在籍學校長ニ送付シ當該生徒ニ對シ教授及訓練ヲ爲シ委託期間終了シタルトキハ在籍學校ニ生徒ノ出席情況其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル書類ヲ送付シ且當該生徒ノ青年學校手帳ニ出席時數其ノ他必要ナル事項ヲ記入證明スベシ

第四十一條 在籍學校ノ學校長ハ滯留地ノ學校ニ於テ當該生徒ニ爲シタル教授及訓練ヲ以テ其ノ學校ニ於テ爲シタルモノト看做スベシ

第四十二條 病氣其ノ他已ムヲ得ザル事情ニ依リ所定ノ教授及訓練ヲ受タルコト能ハザリシ者ニ對シテハ之ヲ補充スルノ途ヲ講ズベシ

第四十三條 講習ハ青年學校ノ修了者又ハ卒業者ノ外一般公衆ヲ對象トシテ之ヲ行フベシ

講師ハ當該青年學校ノ教員ノ外學校長ニ於テ適宜之ヲ囑託スルコトヲ得講習ノ期間ハ三月以内トス

學校長ハ豫メ講習科目講師名講習期間其ノ他必要ナル事項ヲ具シ知事ニ開申

スベシ

第四十四條 青年學校ニ於テ教科書ヲ採定セントスルトキハ豫メ第八號様式ニ依リ知事ニ開申スベシ

第四十五條 一月一日、紀元節、天長節、明治節ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ儀式ヲ行フベシ

第七章 修了及卒業

第四十六條 課程ノ修了又ハ卒業ハ全課程ニ付出席時數其ノ他平素ノ學修情況ヲ標準トシテ之ヲ認定スベシ

第四十七條 普通科又ハ本科ノ各教授及訓練科目ノ出席時數ニ付青年學校規程第八條第一號表乃至第四號表ニ示ス各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ノ當該科ニ於ケル總時數（男子本科ニアリテハ普通學科及職業科ノ時數ハ之ヲ通算ス）ノ概ネ八割ニ達セザル者ニ對シテハ修了又ハ卒業ヲ認ムルコトヲ得ズ前項ノ場合中途入學者及轉學者ニ關シテハ入學シタル時期ヲ基準トシ其ノ以後ニ配當シタル時數ニ依ルベシ

第四十八條 學校長ハ青年學校規程第十五條ニ依ル修了證又ハ卒業證ノ外研究科ノ課程ヲ修了シタル者ニ修了證ヲ授與スベシ

修了證ハ第九號様式卒業證ハ第十號様式ニ依ルベシ

第四十九條 學校長ハ講習修了者ニ對シ講習證ヲ交付スルコトヲ得

第五十條 學校長ハ毎年ノ修了者及卒業者ヲ第十一號様式ニ依リ市町村長ニ報告スベシ

第八章 編制及職員

第五十一條 學級ハ男女別ニ編制シ之ヲ各科各年ニ分ツベシ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一學級ノ生徒數ハ五十人以下トス但シ特別ノ事情アル場合ハ六十人迄増加スルコトヲ得

第五十二條 青年學校ニハ男女各部ニ相當員數ノ專任教員ヲ置クベシ但シ特別ノ事由在ルトキハ知事ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カザルコトヲ得

第五十三條 前條ノ認可ヲ受ケントスルトキハ設置者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ毎

年三月十日迄ニ知事ニ申請スベシ

- 一、事由
- 二、各科年別在籍生徒及學級數
- 三、次年度入學生徒見込數
- 四、設置豫定期
- 五、當該年度歳入歳出豫算書

第五十四條 青年學校ノ專任教員トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

- 一、公立青年學校ノ專任ノ教諭又ハ助教諭タル者
 - 二、公立青年學校ノ專任ノ學校長ニシテ當該學校ノ教諭又ハ助教諭ニ兼任セラレタル者
 - 三、前二號以外ノ者ニシテ公私立青年學校ノ教員タルコトヲ本務トシ且手當又ハ給料月額四十圓以上支給セラル、者
- 第五十五條 青年學校ニ於ケル青年學校教員資格規程第四條第二項ニ依ル教員數ハ當該學校教員數ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ知事ノ認可ヲ受ケ

タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 兼任又ハ囑託職員ニ對シテハ相當額ノ手當ヲ支給スベシ

第五十七條 私立青年學校教員ノ名稱ハ公立青年學校ニ準ジ教諭、助教諭、指導員ト號稱スベシ

第五十八條 私立青年學校ニ於テ學校長ヲ定メ又ハ職員ヲ採用セントスルトキハ設置者ニ於テ本人ノ履歷書ヲ添ヘ第十二號様式ニ依リ知事ニ申請又ハ開申スベシ

職員ヲ解職シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ開申スベシ

第五十九條 公立青年學校職員ノ職務及服務ニ關シテハ別段ノ規定アルモノハ外小學校令施行細則第六章第三節ノ規定ヲ準用ス

第九章 設備及表簿

第六十條 青年學校ニハ校地、校舍、校具、體操場、實習場其ノ他必要ナル設備ヲ爲スベシ

他ノ學校等ニ併設シタル場合ハ特別ノ事情ナキ限り専用教室ヲ設クベシ

第六十一條 位置ノ變更ニアラザル校地ノ變更ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由並ニ地目、地番、反別所有者ヲ記載セル校地平面圖（縮尺六百分一）ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

第六十二條 校舍其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ニ付テハ小學校令施行細則第二十四條ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 特別ノ事情ニ依リ校地外ノ建築物ヲ校舍ニ假用セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

- 一、事由
- 二、建築物ノ名稱及所有者
- 三、位置
- 四、附近ノ情況
- 五、數地及家屋平面圖（縮尺二百分一）
- 六、收容生徒數
- 七、設備情況

八、使用期間

第六十四條 夜間ニ教授及訓練ヲ行フ學校ニ在リテハ教授訓練及衛生上支障ナキ照明其ノ他ノ設備ヲ爲スベシ

第六十五條 市町村役場並ニ青年學校ニハ左ノ表簿ヲ備ヘ常ニ之ヲ整理スベシ

一、市町村役場（永久保存スベキモノ）

イ、法令綴

ロ、例規綴

（十年保存スベキモノ）

イ、學齡者名簿

ロ、公文書綴

二、青年學校

（永久保存スベキモノ）

イ、法令綴

ロ、學則

ハ、學齡簿

ニ、學籍簿

ホ、除籍簿

ヘ、成績簿

ト、學校沿革誌

チ、修了者名簿

リ、卒業者名簿

ヌ、半途退學者名簿

ル、兵役特典該當者名簿

ヲ、巡視簿

ワ、生徒賞罰簿

カ、備品臺帳

ヨ、職員履歷書綴

タ、生徒出席統計表綴

レ、例規綴

(十年保存スベキモノ)

イ、學齡者名簿

ロ、公文書綴

ハ、日誌

ニ、出席簿

ホ、職員出勤簿

ヘ、教授及訓練細目

ト、學校經營案

チ、教授及訓練計畫案

リ、生徒身體検査票

ヌ、學校一覽表

第六十六條 學籍簿及青年學校手帳ハ文部省告示ヲ以テ定メラレタル様式ニ從
ヒ之ヲ調製スベシ

第六十七條 學校長ハ第十三號様式ニ依リ毎年四月末日現在ニテ學校一覽表ヲ
作成シ五月末日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ

第六十八條 青年學校ヲ廢止シタル場合ニ於テハ當該學校諸表簿ハ其ノ設置者
ニ於テ之ヲ保存スベシ

第六十九條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ文書ハ關係市町村長ヲ經由スベシ

第十章 授業料

第七十條 授業料ハ之ヲ徵收スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ之ヲ徵收セ
ントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ
其ノ金額ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一、事由

二、金額

三、徵收規程

四、生徒數

五、市町村財政ノ情況調書

第十二章 青年學校の制度の概観

六、議決書寫

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 青年訓練所令施行細則ハ之ヲ廢止ス

別 表

(實驗) 實習ハ配當時間外ニ課スルコトヲ得

男子普通科		教授及訓練科目		教授及訓練課程		教授及訓練時數	
		教 授 及 訓 練 課 程		第一 第二 第三 第四 第五 年		計	
修身及公民科	國民道德、要旨公民心得	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇
普通學科	講讀、作文、習字、實用算術、珠算、地理大要、國史大要、實用理科、音樂	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中適切ナル基礎的事項	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	一四〇
體操科	體操、競技、教練	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	一〇〇
合計		二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	五〇〇

男子本科		教授及訓練科目		教授及訓練課程		教授及訓練時數	
		教 授 及 訓 練 課 程		第一 第二 第三 第四 第五 年		計	
修身及公民科	國民道德、要旨公民心得	二五	二五	二五	二五	二五	一二五
普通學科	講讀、作文、習字、實用數學、珠算、地理、國史、實用理科	六五	六五	六五	六五	六五	三二五
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中適切ナル地方的事項	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	四〇〇
教練科	教練、體操、競技、武道	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	四〇〇
合計		二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	一、一三〇

女子普通科		教授及訓練科目		教授及訓練課程		教授及訓練時數	
				第一年	第二年	計	
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得、作法	三〇	三〇	六〇			
普通學科	講讀、作文、習字、實用算術、珠算、地理大要、國史大要、實用理科、音樂	九〇	九〇	一八〇			
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中地方生活上必要ナル基礎的事項	九〇	九〇	一八〇			
家事及裁縫科	家事大要、通常衣服ノ裁方、繕方	九〇	九〇	一八〇			
體操科	體操、遊戲	四〇	四〇	八〇			
合計		二五〇	二五〇	五〇〇			
女子本科		教授及訓練課程		教授及訓練時數			
				第一年	第二年	第三年	計
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得、作法	二五	二五	二五	二五		七五
普通學科	講讀、作文、習字、實用數學、珠算、地理、國史、實用理科、音樂	六五	六五	六五	六五		一九五

女子研究科		教授及訓練科目		教授及訓練課程		教授及訓練時數	
				第一年 <th>第二年 <th colspan="2">計</th> </th>	第二年 <th colspan="2">計</th>	計	
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中地方職業生活上適切ナル事項	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇		三六〇
家事及裁縫科	衣食住、育兒、看護、家計等ニ關スル事項、通常服ノ裁方、繕方及繕方、手藝	四〇	四〇	四〇	四〇		一二〇
體操科	體操、遊戲	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇		七五〇
合計		二五〇	二五〇	二五〇	二五〇		七五〇
女子研究科		教授及訓練課程		教授及訓練時數			
				第一年	第二年	計	
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得、作法	二五	二五	二五	二五		一二五
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中地方職業生活上適切ナル事項	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇		四四〇
家事及裁縫科	衣食住、育兒、看護、家計等ニ關スル事項、通常衣服ノ裁方、繕方及繕方、手藝	四〇	四〇	四〇	四〇		一六〇
合計		一四五	一四五	一四五	一四五		五八〇

男子晝間每日割

計	普通科										本科									
	實業	體操	音樂	地理及歷史	理科	數學	國語	修身及公民科	教授及訓練課程	訓練科目	實業	體操	音樂	地理及歷史	理科	數學	國語	修身及公民科	教授及訓練課程	訓練科目
	農業、工業、商業、水産ノ中適切ナル基礎的事項	體操、競技、教練	唱歌	地理大要	理科大要	筆算、珠算	講讀、作文、習字	國民道德ノ要旨	教授及訓練課程	國民道德ノ要旨	農業、工業、商業、水産ノ中適切ナル基礎的事項	體操、競技、教練	唱歌	地理大要	理科大要	實用數學、珠算	講讀、作文、習字	國民道德ノ要旨	教授及訓練課程	國民道德ノ要旨
九〇〇	三六〇	九〇	三〇	六〇	六〇	九〇	一八〇	三〇	第一	三〇	九〇〇	九〇	三〇	六〇	六〇	九〇	一八〇	三〇	第一	三〇
九〇〇	三六〇	九〇	三〇	六〇	六〇	九〇	一八〇	三〇	第二	三〇	九〇〇	九〇	三〇	六〇	六〇	九〇	一八〇	三〇	第二	三〇
九〇〇	三六〇	九〇	三〇	六〇	六〇	九〇	一八〇	三〇	第三	三〇	九〇〇	九〇	三〇	六〇	六〇	九〇	一八〇	三〇	第三	三〇

女子晝間每日割

計	普通科										本科											
	實業	裁縫	家事	音樂及體操	地理及國史	理科	數學	國語	修身及公民科	教授及訓練課程	訓練科目	實業	裁縫	家事	音樂及體操	地理及國史	理科	數學	國語	修身及公民科	教授及訓練課程	訓練科目
	地方的實業ノ大意	通常衣服ノ裁方、縫方、繕方	家事ノ大要	唱歌、遊戯	地理大要	理科大要	筆算、珠算	講讀、作文、習字	國民道德ノ要旨	教授及訓練課程	國民道德ノ要旨	農業、工業、商業、水産ノ中適切ナル基礎的事項	通常衣服ノ裁方、縫方、繕方、手藝	家事ノ大要	唱歌、遊戯	地理大要	實用理科	實用數學	講讀、作文、習字	國民道德ノ要旨	教授及訓練課程	國民道德ノ要旨
九〇〇	六〇	三六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	一五〇	三〇	第一	三〇	九〇〇	四五〇	六〇	六〇	六〇	三〇	三〇	一五〇	三〇	第一	三〇
九〇〇	六〇	三六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	一五〇	三〇	第二	三〇	九〇〇	四五〇	六〇	六〇	六〇	三〇	三〇	一五〇	三〇	第二	三〇
九〇〇	六〇	三六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	一五〇	三〇	第三	三〇	九〇〇	四五〇	六〇	六〇	六〇	三〇	三〇	一五〇	三〇	第三	三〇

第一號様式 (學齡者名簿)										
番號	本籍地	現住所	職業	學歷	氏名	生年 月日	保護者 又ハ 氏名	保護者 又ハ 氏名	備考	
第二號様式 (學齡簿)										
氏名	年 月 日生	本籍地	現住所	職業	保護者 又ハ 氏名	生年 月日	保護者 又ハ 氏名	保護者 又ハ 氏名	備考	
		本籍地	現住所	職業						
入學シタル年月日	入學不要理由	不 入 學 理 由	修 卒 退 學	轉 學	徵兵適齡期	入學前學業 ノ經歷其ノ他	雇傭主 又ハ 氏名	現住所	職業	
科	本	通	普	科	年	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年	第 五 年

第三號様式 (入學情況報告)			
備考 用紙ハ美濃紙半切大トス			
甲 様式 (入學者)			
入學科	入學年月日	氏名	備考
乙 様式 (不入學者)	不入學理由	氏名	備考
丙 様式 (入學不要者)	入學不要理由	氏名	備考

第四號様式 (無届者通知)

本籍地	現住所	職業	學歷	氏名	生年月日	雇主又ハ保護者氏名	在籍科	入學年月日
-----	-----	----	----	----	------	-----------	-----	-------

第五號様式 (出席簿)

科第 一年出席表

昭和 年 月

番号	氏名		出席状況										計	計累			
	姓	名	職業	普通	修公	職業	修公	職業	修公	職業	修公	職業			修公	職業	
3																	
2																	
1																	

第六號様式 (成績簿)

備考 1. 出席ハ時間數ヲ欠席ハ符號○ヲ記入スルコト
2. 用紙ハ半紙半切大西洋紙トス

氏名	年 月 日生	教授及訓練時數										教授及訓練時數	日々出席生徒數	日々欠席生徒數	教授及訓練時數	在籍生徒數	教授及訓練時數	出席總時數	中途入學生徒數	中途退學生徒數	出席率
		家庭	修公	普通	職業	家裁	職業	修公	普通	職業	家裁										

普通科	本科	研究科	専修科	退學	轉學
入學	修了	入學	卒業	入學	修了
入學	修了	入學	修了	入學	修了

科年	普通科		本科					研究科	備考
	第一年	第二年	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年		
修身及公民科									
普通學科									
職業科									
家事及裁縫科									
裁縫科									
教練科									
體操									
行									
科	科修專								
期間	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自		
修身及公民科									
專修項目									

備考 1、入學、修了、卒業欄ニハ年月日ヲ記入スルコト。
 2、成績ハ甲、乙、丙、丁ノ評語ヲ以テ記入スルコト。
 3、用紙ハ美濃紙半切大トス。

第七號様式 (委託)		科年	委託期間	職業氏名	生年月日	備考
科	年	自	至	氏	年	月
月	日	日	日	名	日	日
日		日	間	名	備	考
第八號様式 (教科書)		科	目	書	名	卷
科	目	書	名	冊	編	著
名	冊	編	著	者	名	發
名	冊	編	著	者	名	行
名	冊	編	著	者	名	所
名	冊	編	著	者	名	定
名	冊	編	著	者	名	價
名	冊	編	著	者	名	文
名	冊	編	著	者	名	部
名	冊	編	著	者	名	省
名	冊	編	著	者	名	檢
名	冊	編	著	者	名	定
名	冊	編	著	者	名	濟
名	冊	編	著	者	名	有
名	冊	編	著	者	名	無

第九號様式 (修了證)

第 號 修了證

校印 氏名 年月日生

右之者本校普通科(研究科)ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス

年月日 德島縣何部何村(市)(町)立 何青年學校校長 氏名 印

35cm

第十號様式 (卒業證)

第 號 卒業證

校印 氏名 年月日生

右者本校本科(期間年)ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス

年月日 德島縣何部何村(市)(町)立 何青年學校校長 氏名 印

40cm

備考 校印ハ方四種
校長印ハ方二種

第十二章 青年學校の制度の概観

員				数				及授教科業職				
出 席	退 席	出席率	教員及員	度		年		生 徒	組	分 別	計	
				出 席	退 席	出 席	退 席					計
[Detailed data table with multiple empty cells for recording figures]												

徒 生														及授教科業職		
前 年				本 年				計				分 別		計		
在 籍	退 籍	進 修	退 修	在 籍	退 籍	進 修	退 修	計	計	計	計	計	計	計	計	計
[Detailed data table with multiple empty cells for recording figures]														計		

第四 制定の要旨其他

以上は青年學校教育の根幹をなすものであるが、これに伴つて種々の規定が出されてゐるが、之を一々茲に載せることは、聊か繁雜の嫌あるを以て、省略するものは省略し、必要あるものは、必要に應じて、なるべく、説明の個處に挿入する事とし、青年學校令、青年學校規程及青年學校令施行細則制定要旨並に施行上の注意事項を參考の爲に掲げることとする。 || 德島縣訓令第拾六號 ||

青年學校令、青年學校規程及青年學校令施行細則制定要旨
並に施行上の注意事項

今般勅令第四十一號青年學校令並に文部省令第四號青年學校規程に基き青年學校令施行細則を制定したり蓋し青年學校制度の新設は時代の趨勢に鑑み従前の實業補習學校及青年訓練所を統合して之を單一の青年教育機關と爲し其の施設經營の努力を一に集中し以て我が國青年教育の進展を期せんとする趣旨に出づるものなり今茲に其の制定の要旨及施行上特に注意を要する事項の六要を示さ

んとす

一、青年學校の本旨に關する事項

青年學校は小學校卒業後直に社會の實務に従事する男女大衆青年に對して普く教育の機會を與ふると共に青年教育上最も重要な時期に於て其の教養に間隙なからしめんことを期するものにして其の教育の本旨は従前の實業補習教育及青年訓練の特質を融合して心身の鍛鍊及徳性の涵養と職業其他實際生活に須要なる知識技能の修得とを主眼として教授及訓練を爲し以て健全なる國民善良なる公民たるの素地を育成するに在り而して此等男女青年は概ね業務の餘暇に於て修學するものなるに付學校の組織内容は通常の學校に比して簡易自由を旨とし以て地方の情況青年の境遇等に適應せしむるものとす

二、學校の設置に關する事項

青年學校を設置することを得るは市町村、市町村學校組合及町村學校組合等の外農會、商工會議所其他之に準すべき公共團體及私人とせられ其の設置者の範圍極めて廣し市町村の設置するものに就きては従前の實業補習學校及青年

訓練所の効果見るべきものありしに顧み一層之を充實し以て其の区域内に於ける男女青年の就學に遺憾なからしめ農會、商工會議所等に於て設置せんとするものに在りては特に産業と教育との密接なる聯繫を圖り私人の設置するものに就きては能く青年學校の本旨を理解し且設置維持の能力を有する者に於て適切なる經營に力を致す等益々青年教育の擴充を期すべし

三、科に關する事項

青年學校には普通科及本科を置くを本則とし更に事情の許す限り研究科を置き男女青年をして此等の課程を通じて其の教養の充實を期すべし普通科は尋常小學校卒業後中等學校、高等小學校等に入學せざる者を收容し本科は普通科修了者、高等小學校卒業者其の他中等學校等に在學せざる一般男女青年を收容する課程とし研究科は本科卒業者に對し努めて自由に學習せしむる課程とす而して土地の情況に依り本科を缺くことを得るは市町村等の区域内に於て本科入學該當者の僅少なる場合又は本科を置く學校の別に存する場合の外都市等に於て高等小學校に入學せざる者の爲普通科の課程の相當充實したるもの

を置く必要ある場合等とし土地の情況に依り普通科を缺くことを得るは市町村等の区域内に於て普通科入學該當者の僅少なる場合等とす、尙青年學校には短期間主として職業に關する特別の事項を修得せしむる爲別に専修科を附置することを得ることゝなれり是れ實務に従事する男女青年に對して簡易に職業其の他實際生活に須要なる教育を施さんとする趣旨なるを以て之に依り實技實能の修得に資せしめんことを要す

四、教授及訓練期間に關する事項

青年學校の教授及訓練期間は普通科は總て二年とし本科は男子五年女子三年を本とし土地の情況に依り各一年を短縮することを得、研究科は一年以上とせられたり而して本科を男子四年女子二年と爲すことを認められたるは都市等に於て職業、移動等の事情に依り五年又は三年に亘りて教育を繼續するを困難とするもの多き場合あればなり尙男子の本科に關しては従前の後期修學年限二年又は三年の實業補習學校にして課程の相當充實したる青年學校を新設する場合等に於て今直に其の教授及訓練期間を五年又は四年と爲すことを困難

とする場合には知事の認可を受けて當分の内二年又は三年と爲すことを得ることゝなれり而して青年學校に於ては男女共に其の教育上最も重要な時期に於て教育を繼續せしむることを主旨とするを以て本科の教授及訓練期間を短縮したる場合にありては研究科の教授及訓練期間を以て之を補足することに努むべし

五、教授及訓練科目並に教授及訓練時數に關する事項

青年學校の教授及訓練科目は青年教育上須要なる事項に付概括的に區分せられ各科目の課程は抽象的に各年の標準を示せりされば土地の情況に應じて適切なるものを選択し男女青年の實際生活に有用ならしめんことを期すべし、各教授及訓練科目の要旨に關して別に之を明にせらるべきも之が運用に付ては青年學校の特質に鑑み徒に理論のみに偏することなく實際的素養の啓培を旨とし常に各科目相互の聯絡裨補に力め且課外に於ても時宜に應じて適當なる教養施設を講じ以て教育の效果をして完からしめんことを要す

教授及訓練時數は普通科本科及研究科各年に於て實施すべき標準を示せるも

のなるを以て土地の情況に依り適宜之を増減することを得るも事情の許す限り精深の度を高め以て斯教育の向上を圖るべし

六、入學に關する事項

青年學校の各科の入學資格に關しては普通科に在りては尋常小學校卒業業者、本科に在りては普通科修了者又は高等小學校卒業業者、研究科に在りては本科卒業業者とする外夫々之に相當する素養ある者とせられたり、是れ青年學校に於ては學歴のみに依ることなく平素修養の效果、社會生活の體驗等を包含せしめたる資質を標準とすることを適當と認められたるに由る、更に中等學校の半途退學其の他特別の事情ある者に對しては其の年齢及素養に應じて青年學校の各科の相當年に入學せしむることを得ることゝせられたり、されば入學資格に關しては青年學校の性質に鑑み嚴格なる制限を設くることなく他の諸學校に入學せざる男女青年の修學を容易ならしめんことを期すべし

七、轉學並に教授及訓練の委託に關する事項

青年學校の生徒にして居住所移轉等の事由に依り他の青年學校に轉學せんと

する者あるときは學校長に於ては努めて其の手續を簡捷にし移轉先學校に於ても特別の事情なき限り之を許可することを要するものとす
地方に依りては青年學校の生徒にして出稼等主として生業上の理由に依り一時他の地方に滞留せんとする者あるべく斯くの如き場合には學校長は生徒の志望に依り其の期間に於ける教授及訓練を滞留地の青年學校に委託することを得ることゝなれり是れ生業に依り教育の機會を失はざらしめんとする趣旨なるを以て之が運用上遺憾なきを期すべし

八、教授及訓練の季節並に時刻に關する事項

青年學校の教授及訓練は生徒の生業の繁閑を考慮し土地の情況に應じて適當なる季節に於て之を行ふことを得るも生徒をして各教授及訓練期間を通じ持續して教授及訓練を受けしむることは極めて有效なるを以て全課程を一時に壓縮して授くるが如きことなきを要す教授及訓練の時刻に關しては土地の情況、生徒の境遇等に應じ適當なる時刻を選びて之を定め以て其の出席を容易ならしむることに留意すべし

九、課程の修了及卒業等に關する事項

青年學校に於ては學校の性質に鑑み必ずしも嚴格なる學年制を執ることを要せず

各科の全教授及訓練期間に就きて修了を認むるを適當とするを以て普通科、研究科並に専修科の課程を修了したる者には修了證、本科の課程を修了したる者には卒業證を授與することゝせり尙青年學校の本科又は本科及研究科に在學して一定の課程を修得したる男子に對して其の教授及訓練の成果に對して在學期間の短縮を認めらるゝことゝなれり

元來青年學校の生徒に於ては職業關係其の他の事情に依り教育の繼續を妨げらるが如きこと尠しとせざるを以て常に生徒の自覺を促し自ら進んで修學するの風を馴致すると共に父兄雇傭主等の協力に俟ちて其の課程を修了せしむるやう特に獎勵に力むべし

十、専任教員に關する事項

青年學校に於ては男女各部に相當員數の専任教員を置くを要するも當分の内

認可を受けて之を置かざることを認めたり然りと雖青年學校に於ける教育の振作は當時生徒の訓育に専心すべき教員の人格及努力に俟つ所最も多きを以て市町村に於ては事情の許す限り速に之が設置に力め更に充實を期せんことを要す教員の資格に關しては別に青年學校教員資格規程を以て之を定められ職業等に關する特別の素養ある者を採用することゝなれり又教練科の指導に關しては主として當該市町村の在郷軍人等をして之に當らしむることを期待す而して教員の採用に關しては眞に青年指導の重任を囑し得べき人物を選ぶことに留意すべし

十一、設備に關する事項

青年學校に於ては校地、校舍其の他必要なる設備を爲すを要す而して學校の性質に鑑み其の設備は比較的簡易なるべきも教育の實績を擧げんが爲には相當の設備を必要とするを以て之が整備に努むると共に他の學校等に併設したる場合に於ても少くとも専用教室等を備へ更に職業科等の教授及訓練に關しては實驗實習を必要とするが故に實習場等の適當なる設備を爲すことを要す尙

夜間に於て教授及訓練を行ふものに在りては照明等の設備に留意し教授訓練及衛生上支障なからんことを期すべし

十二、學籍簿等に關する事項

青年學校に學籍簿及出席簿を備付け又生徒各自に青年學校手帳を所持せしむることは特に平素の教授及訓練を督勵し其の功程を明にせしむることを期したるに由るされば之に關する事務は此の趣旨に對して遺漏なからんことを期すべし

十三、青年學校に於ける社會教育施設に關する事項

青年學校に於ては其の學校の生徒に對する教育の外進んで當該學校卒業者及市町村民に對して講習其の他各種の修養施設を爲し公衆の教養に資する等常に一般の教育教化に意を致し以て地方に於ける社會教育施設中心たらしむることを期すべし

十四、青年團體及在郷軍人會等との關係に關する事項

市町村に於ける青年學校の發達は市町村當局の努力市町村内各種團體との聯

繋其の他一般市町村民の後援等に俟つ所尠からず殊に青年學校と青年團體との關係に付ては青年學校の生徒は概ね男女青年團員たるべきを以て青年學校は青年團體の主要なる教養機關として相互の聯絡を密接ならしめ特に青年團幹部を以て青年學校生徒入學出席督勵に當らしむる等常に兩者不離の關係に則り調和的發達を期することは最も肝要なる事項とす更に在郷軍人會との關係に付ては教練科の指導は主として在郷軍人が之に當る關係を有すると共に青年學校の進展上其の援助に俟つこと尠からざるを以て常に充分なる聯絡提携を爲すを要す

十五、教練指導員並に兼任職員手當に關する事項

在郷軍人を以て充つる教練科指導員は從來國家的見地より義務的に之に當り從て其の手當額は概ね菲薄に過ぎざりしが多くは一家生活の中心者にして而も家業の幾分を割き以て此の重任に従事するものなるが故に其の勞苦に對し相應の手當を支給するは勿論兼任の青年學校職員に於ても其の勤勞に對し相當の手當を支給するを要す

以上青年學校令青年學校規程及青年學校令施行細則の施行上必要なる事項を舉示せり局に當る者克く此の趣旨を體し施設經營其の宜しきに適ひ我國に於ける青年教育制度の劃期的整備刷新なるに鑑み協心戮力以て其の實效を擧ぐるに遺憾なからんことを期すべし

昭和十年六月五日

德島縣知事 戸塚 九一郎

第五 青年學校令公布に伴ふ關係法律勅令省令

青年學校令公布と同時に公布されたる勅令省令法律を索引の便宜上茲にその目次のみを掲げて置くこととする。

青年學校制度に關し制定廢止改正せられたる文部省關係法律
勅令省令一覽

甲、制 定

一、青年學校令

(勅令第四十一號)

- 一、青年學校規程 (省令第四號)
- 一、青年學校教員資格規程 (省令第五號)
- 一、青年學校教員養成所令 (勅令第四十七號)
- 一、青年學校教員養成所規程 (省令第六號)

乙、廢止

- 一、青年訓練所令 (勅令第四十二號)
- 一、青年訓練所規程 (省令第四號)
- 一、實業補習學校規程 (〃〃〃)
- 一、實業補習學校教員養成所令 (勅令第四十七號)
- 一、實業補習學校教員養成所令施行規則 (省令第六號)

丙、改正

- 一、文部省官制 ()
- 一、地方社會教育職員制 ()
- 一、實業學校令 (勅令第四十三號)

- 一、實業學校設置廢止規則 (省令第八號)
- 一、公立私立實業學校教員資格に關する規程 (省令第九號)
- 一、公立學校職員制 (勅令第四十六號)
- 一、公立學校職員待遇官等級令 (勅令第四十九號)
- 一、公立學校職員俸給令 (勅令第五十號)
- 一、公立學校職員年功加俸國庫補助法 (法律第二十六號)
- 一、公立學校職員年功加俸令 (勅令第五十一號)
- 一、公立學校職員分限令 (勅令第五十二號)
- 一、學校醫幼稚園醫及青年訓練所醫令 (勅令第四十八號)
- 一、學校醫職務規程 (省令第十號)
- 一、學校職員表彰規程 (省令第十一號)

第六 法の眞精神と運用

以上の如く、新青年學校に關聯する制度は、地方の事情生徒の實力等に應じて極

めて自由制と伸縮性を有してゐる。

それは、之を運用するものを信じた結果が多分に含まれてゐる。之を活用するものは、法の眞精神を掴むことに努め、法の形式に拘泥し、或は、法を悪解すると言ふ如き事があつてはならない。

自由が免され伸縮が認められるならば、同時に、之が運用の適正と言ふことの責任も負はねばならぬことは、言ふまでもない。

文部省社會局青戸精一氏の左の言は、まことに、事に當るものゝ日夜佩銘してゐなければならぬ玉條である。

『青年學校は大衆青年に對する教育機關である。』

その對象たる青年の特質よりして、其の組織内容は通常の學校觀念を以て律するを適當としない。それが學校教育なりや、社會教育なりやは相當議論の生ずる問題ではあるが、要するに學校なる觀念の定め方によつて歸屬を異にすることになるけれども、教育行政上青年學校は學校の範疇に屬し得ることは否まれない。併しそれにも拘らず前掲發令八六號の通牒に於ても社會教育的機關と

される所以は此の正規の學校とは異なつた組織内容を有する點に求めねばなるまい。従つて青年學校令は他の諸學校令に比し融通性が多分に藏されて居り、實施に當つては自由裁量の範圍が廣く運用の妙味を發揮する餘地も多いが、それだけ又運用上の責任も負擔されるわけであつて本制度全般の趣旨と諸法令の各規定の精神に照らし適正なる運用をなすことを肝要とする。既に一の制度がある以上一定の法的秩序が存して居り、且或る程度の統一性は制度としての存在上當然の要件でもある。徒らに社會的教育機關の故を以て法の統制を無視し、運用の濫に陥ることは排さなければならぬ。

今後青年學校關係者は、其の行政事務に當る者も、直接教育指導に任ずる者も、先づ本制度を構成する諸法令に就き正確なる理解を必要とする。従來青年教育關係者は斯の方面の用意に於て必ずしも十分ではなかつたやうである。今後青年學校當事者に就き關係法令不知の誹を生ずるが如きは、本制度の爲めにも甚だ望ましくないことである。』——社會教育による——

第七 青年學校に關係せる兵役法改正

一 兵役法施行令の改正

青年學校の實施に伴ふ陸軍關係法令、即ち兵役法施行令第三十一條第三項の規定に依る認定に關する件及兵役法施行規則中左の通り改正公布せられた。

兵役法施行令第三十一條第三項の規定に依る認定に關する件

兵役法施行令第三十一條第三項の規定に依る認定に關する件左の通り定む。

第一條 左の各號に掲ぐるものは青年學校の課程と同等以上と認むる課程とす

一 地方長官に於て青年學校の課程と同等以上の課程と認めたる課程

二 昭和四年朝鮮總督府令第八十九號青年訓練所規程に依る青年訓練所の課程（同規程第十三條第二項の規定に依るものを除く）及同規程第十五條の規定に依り朝鮮總督に於て之と同等以上と認めたる課程

三 昭和六年臺灣總督府令第七十三號に依る公立の青年訓練施設の課程及臺灣總督に於て之と同等以上と認めたる課程

四 滿洲國駐劄特命全權大使又は關東州廳長官に於て昭和十年勅令第九十一號に依る青年學校の課程と同等以上と認めたる課程

五 樺太青年訓練所規程に依る青年訓練所の課程及同規程第九條の規定に依り樺太廳長官に於て之と同等以上と認めたる課程

六 現役將校を配屬したる學校の課程

七 現役將校を配屬せざる官立又は公立の商船專門學校及商船學校の課程

八 陸軍大臣及文部大臣に於て指定したる學校の課程

九 前條各號に掲ぐる課程中地方長官、朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、關東州廳長官又は樺太廳長官に於て認定したるものは其の認定に關し課程の認定を受けたる學校所在地所管の師團長、臺灣軍司令官又は關東軍司令官に協議したるものたるべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す

青年學校令施行前に於て青年訓練所規程第八條の規定に依り青年訓練所の課

程と同等以上と認められたる課程は之を本令第一條第一號に掲ぐる課程と看做す

昭和十年勅令第九十一號施行前に於て關東州及南滿州鐵道附屬地青年訓練所規則第八條の規定に依り青年訓練所の課程と同様以上と認められたる課程は之を本令第一條第四號に掲ぐる課程と看做す

二 兵役法施行規則の改正

兵役法施行規則中左の通改正す

目次第四編第十六章中「第四款 青年訓練修了者及在外部隊入營者の特別心得」を「第四款 青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修めたる者及在外部隊入營者の特別心得」に改む

第十四條中「青年訓練修了者」を「青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修めたる者の」に改む

第五十二條の二 法第十一條の規定に依る在營期間短縮の爲必要なる青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程の修得程度左の如し

一 青年學校の本科又は本科及研究科に四年以上在學し其の課程に付修身及公民科百時、普通學科及職業科を通じ二百五十時、教練科三百五十時以上を修めたること

二 地方長官に於て青年學校の課程と同等以上と認めたる課程昭和四年朝鮮總督府令第八十九號青年訓練所規程第十五條の規定に依り朝鮮總督に於て同規程に依る青年訓練所の課程と同等以上と認めたる課程、滿洲國駐劄特命全權大使若は關東州廳長官に於て昭和十年勅令第九十一號に依る青年學校の課程と同等以上と認めたる課程又は樺太青年訓練所規程第九條の規定に依る青年訓練所の課程と同等以上と認めたる課程を年齢十四年（毎年三月三十一日を基準とす）以上に於て四學年以上修了し教練三百五十時以上を修めたること

三 昭和四年朝鮮總督府令第八十九號青年訓練所規程に依る青年訓練所の課程（同規程第十三條第二項の規定に依るものを除く）昭和六年臺灣總督府令第七十三號に依る公立の青年訓練施設の課程若は臺灣總督に於て之と同

等以上と認めたる課程又は樺太青年訓練所の課程に付概ね四年以上訓練を受け修身及公民科百時、普通學科及職業科を通じ二百五十時、教練科三百五十時以上を修めたること

四 現役將校を配屬したる尋常小學校卒業程度を入學資格とする學校の第四學年（高等小學校第二學年修了程度を入學資格とする學校に在りては第二學年其の他之に準ず）修了程度以上の教練を修めたること

五 現役將校を配屬せざる尋常小學校卒業程度を入學資格とする公立商船學校の第四學年（高等小學校卒業程度を入學資格とする學校に在りては第二學年其の他之に準ず）修了程度以上の課程を修めたること

六 陸軍大臣及文部大臣に於て青年學校の課程と同等以上として指定したる學校に付陸軍大臣に於て告示したる程度の課程を修めたること

七 前各號に掲ぐる課程に付其の二以上の課程を修めたる期間を通算し概ね四年以上に達し其の間に於て第一號の科目に該當する科目に付各同號に規定する時數以上を修めたること

第五十二條の三 前條に規定する程度の課程を修得したる者にして在營期間を短縮せらるべきものは當該課程の修得に關し學校長又は之に準ずべき者の署名捺印したる證明書を有する者たることを要す但し前條第四號の教練を修めたる者に在りては當該學校の配屬將校（陸軍現役將校學校配屬令又は大正十四年勅令第二百四十六號に依り學校に配屬したる現役將校を謂ふ以下同じ）の署名捺印したるものとす

第七十四條様式中青年訓練又は學校教練の程度の項を左の如く改む

青年學校の課程若は之と同等以上と認むる課程又は學校教練を修めたる程度

何青年學校に於て第何年次の課程を修業中又は何中學校卒業の際學校教練の檢定に合格目下何校に於て引續き修業中にして現に學校教練を受く等（青年學校の課程若は之と同等以上と認むる課程若は學校教練を修めざる者又は其の修得を中止したる者に在りては其の旨を記す

第九十三條第三號同條第四號（と）號（丙）號及第百五十九條第二項第五號中「青年訓練所の訓練若は之と同等以上と認むる訓練を修了し又は之を修了すべき見込ある者」を「青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程に付陸軍大臣の定め

たる程度の課程を修得したる者又は修得すべき見込ある者」に改む第十七條中「青年訓練手帳」を「青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程修得に關する證明書」に改む

第四百十條第一項第五號中「青年訓練を受けざる者」を「青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修めざる者」に改む

第二百三十條第一號様式中「青年訓練の概況」を「青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程修得の概況」に、「青年訓練所在所間」を「青年學校在校間」に改め「青年訓練手帳に記載しあらざる事項にして」を削る

「第四款 青年訓練修了者及在外部隊入營者の特別心得」を「第四款 青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修めたる者及在外部隊入營者の特別心得」に改む

第二百五十條第一號及第二號を左の如く改め同條第四號を削る

一 青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程に付陸軍大臣の定むる程度の課程を修得したる者は其の證明書

二 學校教練の檢定に合格したる者は當該學校の配屬將校の交付する合格證明書（陸軍補充令施行規則第七十九條第一項の規定に依り聯隊區司令官に合格證明書を差出したる者を除く）

附錄第二様式其の一註記第十七號中「青年訓練修了見込の者」を「青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程に付陸軍大臣の定めたる程度の課程を修得したる者又は修得すべき見込ある者」に改む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

本令施行前青年訓練所の訓練又は之と同等以上と認められたる訓練を修了したる者の取扱は仍從前の例に依る

青年學校又は之と同等以上と認むる課程を修むる以前に於て青年訓練所若は昭和二年勅令第三百三十八號に依る關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける青年訓練所の訓練又は之と同等以上と認むる訓練を受けたる者の當該訓練期間及訓練時數並に昭和十年陸軍文部省令第一號に依り青年學校の課程と同等以上と認められ

たる課程を同令公布以前に修得したる者の當該修得期間及時數は之を第五十二條の二に規定する期間及時數に通算す

昭和十年三月三十一日に於て年齡十五年以上の者にして青年學校の本科又は研究科の課程を修むるもの並に昭和十年三月三十一日に於て年齡十七年以上の者にして實業補習學校後期卒業者及尋常小學校卒業程度を入學資格とする中等學校の第三學年修了程度（高等小學校卒業程度を入學資格とする學校に在りては第一學年修了程度其の他之に準ず）以上の學力あるもの中第五十二條の二第三號に規定する課程を修むるものに付ての第五十二條の二に規定する課程修得の程度に關しては別に之を告示す

昭和十年六月十日陸軍省令第 號附則第四項に規定する者の青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程の修得程度に關しては兵役法施行規則第五十二條の二に掲ぐる時數に拘らず左の各號に依るものとす

一 年齡十五年（年齡の計算は昭和十年三月三十一日とす以下同じ）以上十六年未滿の者の兵役法施行規則（以下規則と稱す）第五十二條の二第一號又は

第七號（規則第五十二條の二第一號に規定する課程を修めたる期間を通算する場合に限る）に規定する課程の修得程度左の如し

修身及公民科

九十時以上

普通學科及職業科を通じ

二百三十時以上

教練科

三百三十時以上

二 年齡十六年以上の者（課程を修得したる期間は概ね四年とす）の規則第五十二條の二第一號又は第七號（規則第五十二條の二第一號に規定する課程を修めたる期間を通算する場合に限る）に規定する課程の修得程度左の如し

修身及公民科

八十時以上

普通學科及職業科を通じ

二百時以上

教練科

三百時以上

三 規則第五十二條の二第三號に規定する課程を修めたる年齡十七年以上の者の中實業補習學校後期卒業及尋常小學校卒業程度を入學資格とする中等學校の第三學年修了程度（高等小學校卒業程度を入學資格とする學校に在りては第

一、學年修了程度其の他之に準ず。以上の學力ある者に對しては規則第五十二條の二第三號又は第七號に掲げる普通學科及職業科を通じ二百五十時中年齡二十七年以上のものに在りては百時以内十八年以上のものに在りては百五十時以内十八年以上のものに在りては百五十時以内十九年以上のものに在りては二百五十時以内を免除す。

即ち右改正の要點は在營期間の短縮のため必要な課程の修了程度につき從來青年訓練所とありし部分を「青年學校及之と同等以上の課程を修了したる者」と改め、「同等以上と認むる」課程の修得程度に就ては

一、青年學校の本科又は本科及研究科に四年以上在營し、その課程につき修身及公民科百時、普通科及職業科を通じ二百五十時、教練科三百五十時以上を修めたること

二、地方長官、朝鮮總督、滿洲國駐劄特命全權大使、關東長官、樺太長官に於て青年訓練所の課程と同等以上と認めたる課程を三月三十一日を基準として年齢十四年以上に於て四學年以上修了し、教練三百五十時間以上修めたること

三、朝鮮、臺灣總督府、樺太に於て青年訓練所の課程につき概ね四年以上訓練を受け、修身及公民科百時、普通科及職業科二百五十時、教練科三百五十時以上を修めたること

四、現役將校を配屬したる中等學校の第四年（高等小學卒業程度を入學資格とするもの）にありては第二學年）修了程度以上の教練を修めたること

第十三章 青年學校の設置

第一 青年學校の設置者

青年學校令第二條に

北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合及町村制を施行せざる地域に於ける町村又は町村學校組合に準すべき公共團體は青年學校を設置することを

市町村、市町村學校組合及町村學校組合は前項の規定に依り青年學校を設置する場合に於て費用の爲學區を設くることを得

となつて居て、市町村の自治團體は勿論の事之に準すべき公共團體は之が設置することができるとなつてゐる。

之は公立であるが私人として私立の青年學校を設置する事ができる。青年訓練所は、一般團體の設置が認められてゐたが、本令では、商工會議所、農會其の他之に

準すべき公共團體以上は設置する事が出来ない事となつた。今迄の何々百貨店訓練所とか、何々理髮訓練所とか、何々商店訓練所など言ふものは新令と共に廢止せられた譯である。即第三條に

商工會議所、農會其の他之に準すべき公共團體は青年學校を設置することを得前項の規定に依り設置したる青年學校は私立とす

とあり、更に第四條に

私人は青年學校を設置することを得

となり私的團體は認められない事となつたのである。

故に、昭和九年四月末日現在の二百四十四の私立訓練所にして、それを繼續せんとするときは、個人經營に引き直し設置の許可を受けなければならぬ。

第二 青年學校設置廢止手續

青年學校第五條に

青年學校の設置廢止は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其の他の學校に在

りては地方長官の認可を受くべし
青年學校の設置廢止に關する規則は文部大臣之を定む
とあつて、

青年學校規程第一條に

青年學校の設置に就き認可を受けんとするときは左の事項を具し道府縣立の
學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りて地方長官に申請すべし

一 名稱

二 位置

三 學則

四 生徒概數

五 開校年月

六 經費維持の方法

前項第一號第二號及第五號の變更は道府縣立の學校に在りては、文部大臣、其の
他の學校に在りては地方長官の認可を受くべし

第一項第二號の位置に關する申請には校地の面積、校舍其の他の建物の配置及
附近の情況を記載したる圖面を添付すべし

と規定され廢止に就ては、同第二條に

青年學校の廢止に就き認可を受けんとするときは其の事由及生徒の處分方法
を具し道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りて地方長官
に申請すべし

とあり、更に設置者の變更に就ては、同第三條に、

青年學校の設置者を變更せんとするときは第一條第一項第一號乃至第四號及
第六號の事項並に變更の事由を具し道府縣立の學校に關する場合に在りては
文部大臣、其の他の學校に關する場合に在りては地方長官の認可を受くべし
とあり、校地の増減、校舍の新増、改築に關しては、同第五條に

位置の變更にあらざる校地の變更並に校舍其の他の建物建設又は變更は道府
縣立の學校に在りては圖面を具し文部大臣に開申し、其の他の學校に在りては
圖面を具し地方長官の認可を受くべし

と言ふことになつてゐるが、地方長官の認可申請に就ては、府縣によつて更に詳細に規定され、のみならず、種々内規があつて種々添付物を要する府縣もあるから、之等はよく府縣と打合せの上手續きを誤つてはならぬ。

今比較研究の便宜上、徳島縣の施行細則を摘出すれば、

第一條 青年學校を設置せんとするときは、設立者に於て左の事項を具し知事の認可を受くべし

一、名稱

二、位置

三、學則(二通)

四、生徒概數及學級編制

五、開校年月

六、設置區域内に於ける職業の情態

七、職員組織

八、經費維持の方法

歳入出豫算書を添付すべし

九、青年學校設置に關する議決書等

一〇、設置者市町村學校組合又は町村學校組合なるとき組合規約、農會、商工會議所其の他之に準すべき公共團體なるときは定款又は之に準すべきものは私人なるときは履歷書、定款又は寄附行爲

前項第二號の位置に關する申請には左の事項を記載せる圖面を添付すべし

イ、市町村に於ける學校の位置

ロ、學校附近の情況

ハ、校地(附屬地を含む)の地圖、地番、反別、所有者、方位(縮尺六百分の一)

ニ、校舍其の他の建物の配置及面積(縮尺二百分の一)

併設の場合に於ける第一項第二號位置の申請には、郡市町村字地番地の外併設學校等の名稱を記載し且青年學校に使用する部分明示せる併設學校の平面圖(縮尺二百分の一)を添付すべし

第一項第一號第二號及第五號の變更は其の事由並に新舊事項を具し知事の認

可を受くべし

第二條 青年學校廢止の認可を受けんとするときは設置者に於て左の事項を具し廢止期日三十日前に知事に申請すべし

一、廢止せんとする學校名

二、廢止事由

三、廢止期日

四、生徒の處分方法

五、青年學校廢止に關し議決書寫

第三條 設置を變更せんとするときは第一條第一項第一號及第四號乃至第四號及第八號の事項並に變更の事由を具し當事者連名の上新に設置者たらんとする者に係る第一項第十號の書類を添付し知事に申請すべし

第四條 分教場を設置せんとするときは左の事項を具し開設期日三十日前に知事に開申すべし

一、名稱

二、設置事由

三、開校期日

四、校地圖及校舎平面圖(縮尺二百分一)

五、位置及本校との距離

六、通學區域圖

七、生徒數

八、分教場を擔任べすき教員數

廢止せんとするときは廢止期日三十日前に其の事由及期日を具し知事に開申すべし

第五條 學則には左の事項を規定すべし

一、名稱

二、位置

三、目的

四、科並に教授及訓練期間に關する事項

- 五、教授及訓練の科目、課程及時刻に關する事項
 - 六、教授及訓練の時刻並に季節に關する事項
 - 七、休業日に關する事項
 - 八、入學轉學及退學に關する事項
 - 九、修了及卒業に關する事項
 - 一〇、賞罰に關する事項
 - 一一、授業料に關する事項
 - 一二、其他必要なる事項
- 前項第一號乃至第五號及第十一號の變更は知事の認可を受け其の他の變更は知事に開申すべし

第三 全國町村の數以上の設置

從來青年練所が設置されてゐない町村が幾分あつた様である。大正十五年度の調査によれば不設置の町村が九十九であつた。昭和三年度には十六町村に減

じ昭和九年度には、ごく少數の村となつてゐる。

其處には、町村の經濟上或は町村の地域上、或は自給行政上等の關係によつて、容易に開設に至らない理由の存する處であらうが、實務青年の教育が青年個人の向上發展は勿論、それがやがて其の町村の更生振興の原動力であつて、次代には町村を脊負つて立たなければならぬ町村の青年である。

故に、その青年の教育に何等の努力を拂はぬことは、結局町村の振興を希はぬやうり口であつて、漸次衰亡に傾くことを承認してゐる譯である。別の方面から言へば將來の衰亡は希ふ所ではないが、今忽ちが持てないと言ふのであらう。

しかし、町村の事業中大抵なことは、一年や二年延ばしても、すつかり取り返しがつかぬと言ふ事はない。しかし、教育の事だけは、時機を失してはならない。

しかも、青年學校の教育は、教育するがため、町村の産業、其の他の事業が停頓すると言ふのならば、町村の疲弊に一層の油を注ぐ事となる。しかし、事實はそうではない。一部には、夜間制と言ふ事だけで直に翌日の能率の上に非常な影響を持つもので能率が甚しく減ずるとの理由で恐怖してゐるものもある。之とても決し

て案ずるには及ばない。青年の意慾を満足せしむる事による施發奮力は夜間の努力に對するの疲勞の償ひは、よく埋めて尙餘りがある。更に陶冶され、鍛鍊せられたる青年學校力より業務に忠實となり、正確に規則正しく、職業道德も亦次第に向上し、累年従事せる業務の知識技能が熟達するに従ひ能率は益々増進して來る。町村の疲弊は、それだけによつてでも救はれて行く譯である。況して、現代にその町村を脊負つて立つとき、この青年學校に於て得たる時代の要求と世界の大勢の達觀と、我國の使命と將來に對する實踐の理解とを以て、其の町村の更生躍進に貢獻するとき、町村は、益々榮え進み數年ならずして之に使用したる全額は歸つて來る。更に教育によつて得た利益は、市町村の不和を癒し協力を以て町村の自治發展に専念するに至る効績はまことに偉大であることは、單なる想像ではなく幾多の事實が残されてゐる。

されば、將來のためと言ふよりも、全く現實の問題である。町村更正の一手段としてでも青年學校の設置はもとより振興に努力することが大切である。少くとも全國町村の數だけは、町村の青年學校が設立されなければならぬ。

地區狹小で生徒數少く通學巨離また遠からざる町村に於ては、隣村と組合を作り獨立の青年學校を設立してその振興を圖ることは相互に都合がよい。

昭和九年二月二十八日三重縣主催青年學校振興協議會に於て三重縣河原田村立青訓實施農業補習學校長が發表したる「青年訓練が如何に我村に及ぼしたるか」は、青年學校そのものでないとしても、その前身の一部である青訓の調査であるから非常に参考となる。調査の方法として左の通り挙げられてゐる。

- 1、生徒自身より調査せるもの
- 2、學校より聴取したるもの
- 3、父兄會の席上發表したるもの
- 4、役場より聞きたるもの
- 5、組合、郵便局、隣にて聽きたるもの
- 6、督勵委員會にて聽きたるもの
- 7、青年役員、軍人役員より聴取したるもの
- 8、他村の人に聞きたるもの

等の調査を綜合して彙類されたるものが左の通りである。

一 禮節の及ぼしたる影響

(一) 敬神崇祖

(イ) 伊勢參宮をする者が増加してきた。

毎月一日に參拜する人。

自轉車參拜。

汽車電車參拜。

(ロ) 氏神參拜

毎月一日、十五日參拜する。

一般村民も非常に増加してきた。

女青が誓神板を設置した。

神社が清掃されてきた。

(ハ) 神棚設置

神棚の設置が増加してきた。

(ニ) 國家觀念

(イ) 全村國旗のない家庭なし。

祝祭記念日には必ず立てる様になった。

青訓生が自發的に大國旗掲揚の設備をなした。(各字にも)

國旗の取扱ひが大切になった。

何かあると國旗を出す様になった。

(ロ) 人退營兵送迎

送迎は部落人のみであつたが、一般村民が多數送迎する様になった。

青訓の送迎態度を喜んで物語る様になった。

入營兵は確固たる覺悟を持つようになつたことは手紙で判る。

退營兵は直ちに青訓の世話をする。

(バ) 皇室に關する事

皇族の御影は學校で保存してくれるもの、モツタイナイと云ふ觀念を持つてきた。

奉安殿の前は幼児や水波む婆まで敬禮して通る様になつた。皇室關係の話は姿勢を直してきくようになつた。

(一) 敬禮

青訓生は長上を敬ふ念が強烈になつた。服従し秩序を守る様になつた。父兄は正しく挨拶する様になつた。野卑な挨拶がなくなつた。親達は「子供にすまない」と云ふ風になつてきた。

二 教練の及ぼした影響

(一) 愛郷觀念

- (イ) 夜警時間の正確と綿密に巡回する様になり村民が安心してゐる。
- (ロ) 蜜柑監視充分に行はれる。
- (ハ) 水害訓練本村が水害があるので青訓が陣中勤務を應用して行ふが、平素でも一般人が青訓の持場を了解してゐる。
- (ニ) 個人の言語態度が明瞭短簡に規律的になる。

(ホ) 人手の不足を相互に助けるやうになつた。

(二) 青訓事業

- (イ) 何か事ある時は、村有力者を始め全部出席して世話する様になつた。
- (ロ) 青年團軍人會には、青訓がなくてはならぬ様になつてきた。
- (ハ) 臨時費を出して青訓用具を買つて呉れる様になつた。
- (ニ) 感激して金五十圓を寄附してくれた。
- (ホ) 女青が青訓の世話を心からする様になつてきた。
- (ヘ) 入所出席は父兄が自發的に行ふ様になつて來た。
- (ト) 集合場裡に於て、青訓の話題が出ない時はない様になつた。
- (チ) 訓練で人間を仕込んでくれと頼みにくる父兄が多くなつてきた。

(三) 社會奉仕

- (イ) 時間を正しく守る様になつた。
- (ロ) 不出席者は必ず通知する様になつた。
- (ハ) 道路や家の附近が美しくなつて來た。

- (ニ) 納税は午前中に納める者が多くなった。
- (ホ) 公德心が發揮され、落書が少なくなった。
- (ヘ) 拾ひ物の届出が多くなつて來た。
- (ト) 集合所の整頓が正しくなつて來た。

(四) 其他

- (イ) 夜遊が全然なくなつた。
- (ロ) 行先を家族に告げる様になつた。
- (ハ) 若い者が先きに立つてやらさうと云ふ風が強くなつてきた。
- (ニ) 小學生の態度がよくなり、まねる様になつてきた。
- (ホ) 男女青年團の統制がよくなつたのと奉仕的に働くやうになつた。

(五) 産業進出

- (イ) 宅地利用が整頓されてきた。
- (ロ) 空地の利用が盛んになつてきた。
- (ハ) 農産種苗の世話から優良なものを多く作る様になつて來た。

- (ニ) 開墾地が増加してきた。
- (ホ) 四日市方面の農産販賣が増加してきた。
- (ヘ) 有畜農業者が増加してきた。
- (ト) 記帳者が増加してきた。
- (チ) 研究熱が盛になつた。

三 徳目訓練の及ぼした影響

(一) 日常時

- (イ) 神佛に譬をむけない様になつた。
- (ロ) 食事に感謝の念を捧げるもの多し。
- (ハ) 老人に席をゆづる者が多くなつた。
- (ニ) 夜の會合に履物が紛失せぬ様になつた。
- (ホ) ケンカが無くなつた。

(二) 其他

- (イ) 農具の手入がよくなつた。

- (ロ) 言葉づかひが良くなった。
- (ハ) 夜仕事をする様になつた。
- (ニ) 貯金が増加して來た。(昨年より千五百二十圓)
- (ホ) 服装や身體に氣をつけ出した。
- (ヘ) 頭髮を短くする者が増加してきた。
- (ト) 自轉車で遠くまで行く者が増加してきた。

四 訓練成果調査

一、訓練を受けたために個人として如何なる成果を得たるや。

- 朝早く起く 八
- 神佛を尊ぶ 四
- 意氣高調 三
- 時間正守 一〇
- 禮儀正しくなる 一
- 本氣でやる 三

根氣強くなる

三

要領よくなる

一

皇室尊嚴を知る

一

計畫的遂行

一

健脚となる

一

力が強くなる

一

家族の身代りに働く

一

農具を大切にする

二

夜遊せず

一

長上を敬ふ

一

二、訓練を受けつゝあるため家族として如何なる傾向になりしや。

國家のためを自覺してきた

五

共同一致して働くやうになる

七

計畫的に仕事するやうになる

四

- 二 青訓を有難がるやうになつた
- 一 農具の整頓がよくなつた
- 一 元氣に働くやうになつた
- 二 家庭の整理がよくなつた
- 一 皆の者が心を緊めてきた
- 一 神佛を敬ふやうになつてきた
- 二 皆朝早く起きる
- 三 皆分業で働くやうになつた
- 三 よく働くやうになつた
- 一 副業をやるやうになつた

第四 併置と單置

尋常小學校にまたは尋常高等小學校或は高等小學校、その他に併立することができる。

しかし、尋常高等小學校、或は高等小學校に併立される場合が尤も多いであらう。何れに併立されるにしても、併立の場合はいつも校舍校堂を借るのであるから、今直ちに建築費を支出しないでもよいと言ふことである。

若し、特別の青年學校を設立するとすれば、教室だけの建築でも事が足りないし、相當の建設費が嵩む譯である。

併置をすれば、教室も職員室も、器具室も借り住居で居るのであるから、幾等か、不自由があつても取敢へず建築費を要しない。

その上机腰掛は勿論、黒板教師机、その他教室として必要なものを借つて濟ますと言ふ事となれば、その金額は相當なものにのぼる。

しかし、實際には借り物と言ふのはいろ／＼不都合な場合がおこる。下駄箱併用となると時に小學校兒童が残したものが失つてしまふ。教室の机の排列が全く崩れてしまふ。時には、生徒がつまらぬ落書を残したものが、翌朝兒童の目にとまる、生徒が退屈まぎれに、詰まらぬ事を書いた紙片が机の中に入れて置いて翌日教室を騒がすことなど尠くない。

また生徒の側から見ると、夕方學校へ行つて見ても一休する處もない。夏なれば、校庭で涼みがでらにブラついてもよいが冬は到底寒くてしかたがない。暖まる處もない。小使部屋にもぐり込むが大勢が入り込む餘地さえない。机腰掛を拜借するとしても尋常小學校に併設された處では最高學年用のものとしても、相當な學年になつた生徒には身長に合はない。膝を立て、腰を卸す苦しさ、さながら拷問の様だとの事である。之で本氣になつて勉學は難かしい。

しかし、併置と言へば必ず、教室も机も腰も別物でなければならぬと言ふ譯ではない。

出来れば、せめて、教室と休憩所兼圖書室との建設と机腰掛位は設備したいものである。

昇校しても、落付いて、相互に語り合ふ場所もなく、また始業時を待合はすための讀書室もない様では、彼等青年の進んで學校に出る氣分をそゝる事も困難である。鍛鍊が目的だから、机腰掛の窮屈な位が却つて生徒の爲めによいのだとの説もあるけれども、鍛鍊とは敢へて苦痛を與へるだけの意ではない事は言ふまでもない。

更に併置となると、轉住して來たものは別として大抵は、自己の出身の學校に行く場合が多い。何年か幼少のとき學習した學校の校舎や校庭は、まことに一木一石と雖も懐かしみがふかいものである。新入學にしても、何かだ行く先きが暗いと言ふよりも、早く行つて母の懷に抱かれようと言ふ様な氣分で學校に集ると言ふ様な氣分も生れて來て非常に便利である。指導の先生方の殆んどが舊知の先生でもあると言ふ場合は、全く小學校の教育の延長引續きと言ふ形であつて、その間に何等の溝がなくて、就學にも出席にも、指導にも何にかと都合がよい。

しかし、また一面には、自分の友達の中には、他の中等學校に入學してゐるものが相當多い。然るに自分は、何時までも元の學校に通ふと言ふことは、青年の新奇と名譽を好む青年としては相當な苦しい點であらう。

友達が別の學校に入つたと同様、内容は同じだとしても、矢張りもとの小學校よりも別の學校に行つて新しい氣分で學習したいと言ふ氣分も随分旺盛であることは紛れもない事である。

この點に於て單置は言ふまでもなく理想的のものである。尋常小學校を卒業

して普通科に入るものと、また高等科を卒業して引續き青年學校に入るものも引續きの様な考へは少しも起らず、何だか、一躍して上級特別の學校へ入學した様な感じを持つ、此の點に於て就學、入學、獎勵の上に都合がよい。

校舎も新たなり、寄宿舎も新たなり、備品も之に相應しいものとなつて來る。單獨設置となると、間に合せの假屋と違つて、青年學校の本旨を充分に實現したる様に設備しなければならぬ。

その設備ができて始めて、眞の青年學校の設立の目的を達する事ができる。

青年學校は、實務者養成の場所である。實務者と言つても、單なる徒弟學校とは違ふ。個人の特種の技術を仕込むだけが目的ではない。

國民の資質の向上を圖ることが目標である。國民としての實務學校である。實務中學校であり、國民中學校である。

國民中學である限り、生徒をしてその自覺を促するに足るだけの、校地も校舎も設備も、教師も充分に整へなければならぬ。市町村の經濟としては、現實の問題としては頗る困難であらう。國家として國家興隆の對策として、ウンと補助を多く

出して市町村に設立を慫慂しなければならぬ。

敢へて、校舎を別にしたり、設備を完全にしなくとも、青年學校の趣旨に副ふ様努力すればよいと主張するものもあるが、それは理屈の上からは言ひ得るであらうが、生徒が吾等の學校だと堂々と登校するのと、假り物の學校へ行くのとでは、その頭の中へ沁み込む程度が異つて來る。よく途中で生徒に何處へ行くかと聞くと、き、何々青年學校へと答ふるものは尠い。大抵は何々小學校へと答へる。勿論小學教育を受けにと言ふ意味でない事は分り切つた事ではあるが、其處には明確な自覺を持つてゐない事となる。一舉一動は根本的に彼等を小學國民から遠ざけて青年國民たるの自覺に創り上ぐる必要があるを以て是非單置にしなければならぬ。

第十四章 青年學校の組織

第一 科の種別、期間

青年學校の課程の種別は、第一が普通科であり、次が本科で、最後に研究科と専修科とである。

青年學校令 第六條

青年學校に普通科及本科を置く

但し土地の情況に依り普通科又は本科のみを置くことを得

青年學校には研究科を置くことを得

青年學校令 第十條

青年學校には特別の事項を修得せしむる爲め専修科を置くことを得、専修科に關する規則は文部大臣之を定む

青年學校規程 第九條

青年學校の専修料の教授訓練期間、入學資格、専修項目、其の他必要なる事項は土地の情況に依り適宜之を定むべし

専修科に於ては専修項目の外修身及公民科を課すべし

(1) 普通科

これは、尋常校卒業生又は之に相當する教養あるものを入學せしむるもので、尋常小學校卒業後中等學校、高等小學校などに入學し得ざるものを残らず入學せしむるものである。

その生徒の中には、頭の恵まれざるものよりも、殆んど經濟上恵まれざるものである。高等小學校へも入學出來ないで、實務に従事すると言ふまことに同情しなければならぬ青年である。

今日は父兄の向學心が進んで來たのである。その結果、尋常小學校を卒業しただけでは満足しない。約三分の二は中等學校又は高等小學校へ入學する。あとは各種の事情に左右せられて學習の便宜の與へられない青年であつて、全青年の數に比較すると極めて少數と言ふことになつてゐる實情である。

しかし、少數であるからと言つて之が指導啓發を怠つてはならぬ。教育の機會均等から言つても然るが、國民資質の向上から言へば、猶更取り残すことは勿論出來ない。國家政策社會政策から言つても極めて重要である。

只地方によつては、この地域あまりに狭小にして普通科生殆んどなきか、または、あつても殆んど都會地方に出でて實務についてゐてその地方に止まつてゐないと言ふ實情もないではない。

これで既に掲げておいた様に、土地の状況によつて普通科又は本科の何れかを設置せざる事を得るの規定となつて居るのである。けれども、たとへ小人數でも教育上國家上社會上決してゆるかせに出來ない。全くないならば止むを得ない。一時的の滯留者さへも青年學校の生徒であるならば出席を勸奨する今日に於て小人數だからと言つて普通科を設置しないなどは、聖代の不詳事と言ふべきか。

(2) 本科

これは、青年學校の中心を爲すものであつて、普通科を卒業したるもの及高等小學校二年修了者を收容する組織であるから尋常小學校を卒業して中等學校に入

るものが約二割、高等小學校を卒業するものが約七割であるが、この七割と普通科修了者と合して尋常卒業生の約八割がこの青年學校の本科に入らなければならぬのである。まことに、この本科は所謂國民青年大衆の學校である。

之が經營に就ては、十二分に經營上の努力を拂はなければならぬのである。之が年限は、隨つて長い年月を執つてあることは當然の事である。即ち男子に至りては大體成年に達する迄の期間を必要とするが故に、五年を以て本則とせられたのである。しかし、土地の事情により職業の關係によつて、五ヶ年に亘つて繼續して修養せしめることが困難なる場合は、監督官廳の許可を受けて當分の内二年又は三年とする事ができると言ふことになつてゐる。

これは、從來の補習學校と言ふ事を考慮においたものであつて、これまで、後期二年として指導して來たものを、或程度の組織目的は變更したと言つても、町村の實際から考へれば青年學校が一躍して本科が五ヶ年となつた程躍進してゐる譯ではない。

それで當分の内は許可を受けて二年又は三年とする事ができる事とされたの

である。

しかし、これは、特例の特例とも言ふべきものであつて、決して望まじきものではない。

是非仕方がなければ四年と言ふ事にしたい。大體、年數を長くすると言ふことは、一面、青年が何れも晝間職業人であり事務家であるから、到底晝間の修養は困難であるし、夜間は、それ程長時間修養することは、翌日の業務の能率に影響すると言ふ關係もあるからである。けれども一面には、尋常小學校又は高等小學校を卒業して入營するまで修養を怠らないと言ふ點が重要な理由である。故にその期間はできるだけ長い事を希望する譯である。

只時間と言ふ事を要求するのであれば、晝間にすれば一ケ年でもよい位である。しかしそれでは、眞の要求に副ふた譯ではない。

従つて陸軍省令第六號で制定された如く、青年學校の本科又は本科及研究科に四年以上在學し其の課程につき修身及公民科反對、普通學科及職業科を通じ二百五十時、教練科三百五十時以上を修めたるもののみ兵役に於て在營期間短縮の特

典がある事となつてゐる。即ち、修養時間だけではなく年限に四年以上と明瞭に限定されてゐる譯である。

時數の處で述べる事もあらうが、青年學校規程によれば教練科は一年七〇時間となつてゐるから四年では二百八十時間となつて兵役の特典にはあづからぬ事となる。若しそれを目標とするならば一年約九十時間を採らねばならぬ。他の教科に於ても同様の例となる。

五ケ年制としても本科だけでは一日も休まぬもののみ兵役特典を享受する事ができる事となる。

故に是非とも夜間制ならば五ケ年にするの必要がある。その方が特典にもあづかれるし、實務青年としての業務關係から言つても一日の授業時間の短い方が好ましい事である。

止むを得なければ四年として不足の分は課外に於て之を補給してやる方法を採るか一ケ年の時間數を増すかである。四年の三月の終りに至つて猶時間數不足の場合に於ては、壯丁検査を受くる迄の間に之を補充してやつて特典を受け得

る様努めねばなるまい。序でだから茲に述べて置く事とする。

(3) 研究科

青年學校令第六條には、「青年學校には研究科を置くことを得」と規定されてある。法の本質から言へば頗る自由制に富んだものである。市町村としては置くもよし置かざるもよしと言ひ得る。

しかし根本精神は何處迄も尋常小學校卒業者高等小學校卒業者が入營までの期間修養すると言ふ事に基調を置かねばならぬ。消極的にでも既習の知識技能を失はぬ様不良に陥らぬ様之だけ保護を加へ得たとしても従來の壯丁教育調査や少年審判所の實際に照らすならば、どれだけ國民の素質向上を圖り得たか思ひ半ばに過ぐるものがある。

況して積極的に生徒自身の自覺と教育者の指導其の宜しきを得、社會環境また淨化され父兄關係者の救援旺るとき、その教育的効果の偉大なることは言ふまでもない。

従つて法の解釋も勿論積極的に解し、地方の實情を保守的に解するよりも進取

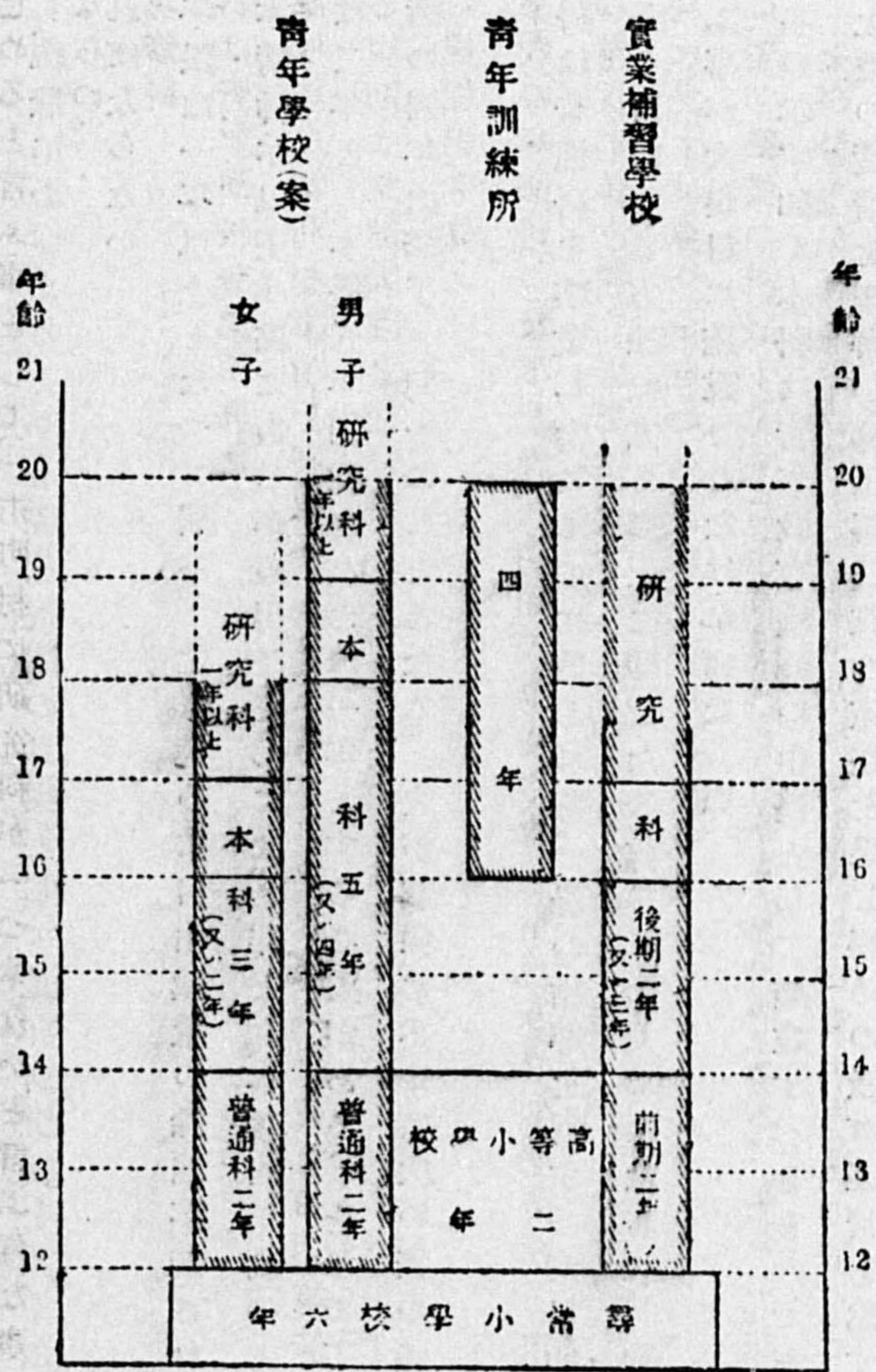
的に解し、現状におびえるよりも現状挽回の妙案として是非研究科を設くる事になければならない。

之が年限は一年以上となつて居る。之も極めて自由裁量の餘地が残されてある。根本精神が以上の點にあるから男子としては是非とも本科四年制のときは、研究科は二年とし、本科五年制度のときは一年とする必要がある。それで丁度青年訓練所の四年次修了と同一のこととなる。之が關係を示せば次の表の通りである。

研究科は普通科を卒業したるものに對して猶一層の指導を爲すのが目的であるから、全く自由なる方法で尤も郷土に即したる教育でなくてはならぬ。地方開發と言ふ事が大眼目に施設されなければならぬ。

その名の示す如く本科は青年教育機關の中堅として施設すべきものであり研究科は土地の實情を理解し郷土再建設の重任を果し得るの教育經營を爲すものである。その事情によつて各學校毎に設けることができない所では止むを得ない方法として、一市町村に一ヶ所乃至數ヶ所綜合的に研究科を設け他の學校では、

實業補習學校 及 青年學校案課程比較圖表



本科に止めると言ふ事として、一市町村に研究科が一つもないと言ふ様な事があつてはならぬ。

(4) 専修科

専修科は青年學校令第十條に、

青年學校には特別の事項を修得せしむる爲専修科を置くことを得。専修科に關する規則は文部大臣之を定む

青年學校規程第九條には

青年學校の専修科の教授及訓練期間、入學資格、専修項目、其の他必要な事項は土地の情況に依り適宜之を定むべし

専修科に於ては専修項目の外修身及公民科を課すべし

専修科は、青年學校の組織上尤も自由伸縮性を有する施設である。而して期間が短かくて、その努力が直に役立つと言ふ事が、何事も性急な實用思想に墮してゐる都會實務青年の心理に尤も適應する魅力を持つてゐる。修業年限は、三ヶ月以上一ケ年以内である。教科目の種類は尤も自由制を免さ

れてゐるから全く地方の情勢と言ふ事や、生徒の志望と言つた様な事が決定する處の條件となる。

學科に就ては、何れ述べる機會のある事と思ふが、職業科は全く學校によつて多種多様である。只公民修身科は必修科目とされてゐる。修身公民科は、國民としての資質向上の爲め一般的に除外する事ができないものである。普通教科は本科に於ける指導は國民としてその最低範圍を示したものである故、専修科の學科目は多種多様である事を本體としなければならぬ。従つて期間は或は三ヶ月の事もあらうし、又比較的學習熟達が困難なものは、長時間を費してよい譯である。しかし、本質が専修的のものなるが故に最低三ヶ月最高一ケ年位に決定される譯である。

(5) 隨時講習

青年學校規程第二十條には

青年學校に於ては隨時講習を爲すことを得

と規定されてゐる。蓋し青年學校の教育は、昔にある年限學校内に在學する時の

みの教養に止まるものではなく、進んで一般青年の指導誘掖にとむるは勿論常に青年團等と聯絡を圖り適當なる事項を選んで青年或は一般市町村民に對し隨時講習會或は成人講座を開き、青年學校を卒業したるものをして永續的に修養を繼續せしめて社會中堅者としての教養を怠らしめない施設をしなければならぬ。

之れが受講者は、勿論青年學校卒業者に限らず、一般社會人の受講者を獎勵し、大に社會教化に努めて、同指導機關としての機能を發揮する様努力する處がなければならぬ。

丁抹の國民高等學校が丁抹の立直しをした所以は、國民高等學校を卒つただけで、あれだけの力を發揮したのではない。國民高等學校を卒つた後更に高等國民學校の協會に加はつて終生修養に努めた結果である。

だから、我國の青年學校も同様に單に在學當時にいや／＼乍ら學修せしめると言ふのではなく、一面には青年學校に興味を持たしめ、他の一面には青年學校の必要價值、効果を充分認識せしむることに努めて、青年學校に對して大なる憧憬を持たしめると言ふ事が尤も重要である。

それで、一面の仕事ではあるが、常に種々の方法を以て、この自覺と認識を得さす様比較内省に努めしめねばならぬ。

第二 教授並訓練の科目及時數

青年學校令第九條に於て

普通科の教授及訓練科目は男子に在りては修身公民科、普通學科、並に體操科とし女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科、並に體操科とす

本科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、並に體操科とし女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科、並に體操科とす

研究科の教授及訓練科目は本科の教授及訓練科目に就き適宜之を定むべし但し修身及公民科は之を缺くことを得ず
教授及訓練科目の程度は文部大臣之を定む

青年學校令第十條に於て

青年學校には特別の事項を修得せしむる爲め專修科を置くことを得
專修科に關する規則は文部大臣之を定む

とある。而して、青年學校規程第八條には、詳細に科目及時數が規定されてゐる。普通科の各學年に於ける各教授訓練科目の教授及訓練時數は男子に在りては第一號表、女子に在りては第二號表の時數以上に於て土地の情況に依り適宜之を定むべし

第一號表

教授及訓練科目	第一學年	第二學年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

第二號表

教授及訓練科目	第一學年	第二學年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家事及裁縫科	八〇	八〇
體操	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇

本科の各學年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時數は男子に在りては第三號表、女子にありては第四號表の時數以上に於て土地の狀況に依り適宜之を定むべし但し男子に於て教授及訓練期間を四年となしたる場合に在りては第三號表の第一年乃至第四年、女子に於て教授及訓練期間を二年と爲したる場合にありては第四號表の第一年及第二年の時數以上とす

第三號表

教授及訓練科目	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇
體操科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇

第四號表

教授及訓練科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身及公民科	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	五〇
職業科	一一〇	一一〇	一一〇
家事及裁縫科	一一〇	一一〇	一一〇
體操科	三〇	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇	二一〇

研究科の各學年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時數は土地の情況に依り適宜之を定むべし

而して第九條に於ては

青年學校の專修科の教授及訓練期間、入學資格專修項目其の他必要なる事項は土地の狀況に依り適宜之を定むべし

專修科に於ては專修項目の外修身及公民科を課すべし

と規定されてある

教授訓練時數に關しては、普通科及び本科に就きては、以上の規程は各學年に於て實施すべき最低限度を示したるものなるが故に、土地の狀況に應じて適宜之を増加して、相當に精深の程度に於て教育を爲すべく計畫しなければならぬ。

殊に男子にありては、在營期間の特典を得るためには、本科の所定時間の數のみにては容易に學習し得べきものではない。夫等の點及他の事情等を考慮するときは相當の時間數を考へて置かねばならぬ。

學科目は、土地の事情に適應すべきものであつて、一概に全國的に決定する譯に

はいかない。時間杯も同様で全國的に一樣に決定する事は出來ない。茲に參考のため徳島縣の分を掲げる事とする。

(注意) 實驗實習ハ配當時間外ニ課スルコトヲ得

男子普通科

教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練時數				
		第一年	第二年	計	計	計
修身及公民科	國民道徳要旨、公民心得	三〇	三〇	六〇		
普通學科	講讀、作文、習字、實用算術、珠算、地理、國史大要、實用理科、音樂	一〇〇	一〇〇	一〇〇		
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中適切ナル基礎的事項	七〇	七〇	一四〇		
體操科	體操、競技、教練	五〇	五〇	一〇〇		
合計		二五〇	二五〇	五〇〇		

男子本科

教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練時數				
		第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	國民道徳要旨、公民心得	二五	二五	二五	二五	二五
合計		二五	二五	二五	二五	一〇五

普通學科	職業科	教練科	合計
講讀、作文、習字、實用數學、珠算、地理、國史、實用理科	農業、工業、商業、水産ノ中適切ナル地方の事項	教練、體操、競技、武道	
六五	八〇	八〇	二五〇
六五	八〇	八〇	二五〇
一〇五	八〇	八〇	二一〇
一〇五	八〇	八〇	二一〇
一〇五	八〇	八〇	二一〇
六〇五	四〇〇	一、一一〇	

男子研究科

教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練時數
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得	二五
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中適切ナル特種的事项	八〇
教練科	教練、體操、競技、武道	八〇
合計		一八五

女子普通科

教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練時數
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得、作法	三〇
合計		六〇

普通學科	職業科	家事及裁縫科	體操科	合計
講讀、作文、習字、實用算術、珠算、産業地理、國史、大要、實用理科、音樂	農業、工業、商業、水産ノ中地方生活上必要ナル基礎的事项	家事大要、通常衣服ノ裁方、縫方、繕方	體操、遊戲	
九〇	九〇	九〇	四〇	二五〇
九〇	九〇	九〇	四〇	二五〇
一八〇	一八〇	一八〇	八〇	五〇〇

女子本科

教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練時數
修身及公民科	國民道德要旨、公民心得、作法	二五
普通學科	講讀、作文、習字、實用數學、珠算、地理、國史、大要、實用理科、音樂	六五
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中地方職業生活上適切ナル事項	一二〇
家事及裁縫科	衣食住、育兒、看護、家計等ニ關スル事項通常服ノ裁方、縫方及繕方、手藝	一二〇
體操科	體操、遊戲	四〇
合計		二五〇

青年學校經營の基調

女子研究科

教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練時數
修身及公民科	國民道德要旨、公心得、作法	二五
職業科	農業、工業、商業、水産ノ中地方職業生活上 適切ナル事項	一二〇
家事及裁縫科	衣食住、育兒、看護、家計等ニ關スル事項、 通常衣服ノ裁方、縫方及繕方、手藝	一四五
合計		一四五

男子晝間每日制

普通科		本科	
教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練科目	教授及訓練課程
修身及公民科	國民道德ノ要旨	修身及公民科	國民道德ノ要旨
國語	講讀、作文、習字	國語	講讀、作文、習字
數學	筆算、珠算	數學	實用數學、珠算
理科	理科大要	理科	實用理科
合計	九〇〇	合計	九〇〇
第一年度	三〇〇	第一年度	三〇〇
第二年度	三〇〇	第二年度	三〇〇
第三年度	三〇〇	第三年度	三〇〇

女子晝間每日制

普通科		本科	
教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練科目	教授及訓練課程
地理及歴史	地理大要	地理及歴史	地理
音樂	唱歌	音樂	唱歌
體操	體操、競技、教練	教練	體操、競技、武道
實業	農業、工業、商業、水産ノ 中適切ナル基礎的事項	實業	農業、工業、商業、水産ノ 中適切ナル地方的事項
合計	九〇〇	合計	九〇〇
第一年度	三〇〇	第一年度	三〇〇
第二年度	三〇〇	第二年度	三〇〇
第三年度	三〇〇	第三年度	三〇〇

普通科		本科	
教授及訓練科目	教授及訓練課程	教授及訓練科目	教授及訓練課程
修身及公民	科國民道德ノ要旨、作法	修身及公民科	國民道德ノ要旨、公 民生活ノ心得、作法
國語	講讀、作文、習字	國語	講讀、作文、習字
數學	筆算、珠算	數學	實用數學
理科	理科大要	實用理科	
地理及國史	地理大要	地理	
合計	九〇〇	合計	九〇〇
第一年度	三〇〇	第一年度	三〇〇
第二年度	三〇〇	第二年度	三〇〇
第三年度	三〇〇	第三年度	三〇〇

音樂及體操		唱歌 體操、遊戲	音樂及體操		唱歌、體操 遊戲	音樂及體操	
家事ノ大要	縫方、裁方 縫方、裁方	家庭ノ裁方	家事ノ大要	縫方、裁方 縫方、裁方	衣食住、育兒看護、 家計等ニ關スル事項	縫方、裁方、裁方 縫方、裁方、裁方	縫方、裁方、裁方 縫方、裁方、裁方
六〇	三六〇	六〇	六〇	三六〇	六〇	四一〇	四一〇
九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
計	實業	計	計	計	計	計	計
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
計	計	計	計	計	計	計	計
九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇

普通學科の内容に就ては更に地方の事情に充分に適合しなければならない。
一般的に本科に於ける普通學科の内容に就て考察し見れば、

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	計
算術	一五	一五	一〇	一〇	一〇	六〇
講讀	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇
作文	五	五				一〇
習字	五	五				一〇
國史	一〇	一〇	五	五	五	三五

本案は、一年二年は職業科八〇時間、普通學科六五時間に對し、三年以上は職業科
普通學科合して一〇五時の際、普通學科を如何に按配すべきかを考慮したる案で
ある。

職業科は、三年以上の學年に於ても矢張り一二年と同様重視して、一二年と同
一の時間を割く事として、普通學科に二五時間を配當したる案である。
算術、講讀は各學年を通じて概ね同一の時間を配して重視したのである。國史は
三年以上は一二年の時間數の半を配したが、しかし一年より五年まで彼等の國
體觀念、民族精神の魂に觸れんと企圖である。
他の學科は時間數の關係上一二學年で終る事として立案したものである。
今一案を掲げる事とする。

第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	計
------	------	------	------	------	---

算術	一五	一五	一〇	一〇	六〇
講讀	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇
作文	五	五		一〇	一〇
習字	五	五		一〇	一〇
國史	一〇	一〇	五	五	三五
地理	一〇	一〇		五	二〇
理科	五	五	五	五	二五
音樂	五	五	五	五	二五
計	六五	六五	三五	三五	二三五

本案は、前案に比して學科に於て音樂を加へたのである。

唱歌は、無用の長物の様に考へられてゐるが、青年の情操陶冶上重要な役目を持つものは、何と言つても音樂である。

凡て歌謡は、その時代を象徴するものであるが、また、時代を推進せしむる一つの光明でもある。

青年の意氣を鼓舞し偉大なる抱負を聲高らかに唱へしめる處に彼の將來の生活を約束せしめることができる。

また、現實の社會には随分卑俗極まるものも尠くない。夫等はともすれば青年の心靈に喰ひ入らんとしてゐる。而して不知不識の裡に低級な生活に墮してしまふ。そこで聴き方が非常に大切になつて來る。正しい音樂力ある音樂を聴く能力を養はねばならぬ。その趣旨から、一年より五年まで同一の時間を探つたのである。

猶三年以上は前案に比すれば十時間だけ職業科より普通科に時間を割いた關係上職業科は七十時間とし、理科は前案では二十時として一二年に配當したものを本案では二十五時間として、各學年に同時間を配したものである。工業地として工業的理科を指導する必要上、又は農業地として農業的理科を指導する必要上理科を或程度まで重視したものである。

今参考の爲め徳島市の青年學校準則中の教授及訓練科目、同時數案を掲げるとする。

男子普通科

教授及訓練科目	教授及訓練時數			教授及訓練課程
	第一年	第二年	計	
修身及公民科	三〇	三〇	六〇	道德ノ要旨
普通學科	一〇〇	一〇〇	二〇〇	日常須知ノ國語及算術 國史地理及理科ノ大要 珠算 唱歌
職業科	七〇	七〇	一四〇	工業商業水産ノ中適切ナル基礎的事項
體操科	五〇	五〇	一〇〇	體操、競技、教練
合計	二五〇	二五〇	五〇〇	

男子本科

教授及訓練科目	教授及訓練時數				教授及訓練課程
	第一年	第二年	第三年	第四年	
修身及公民科	三〇	三〇	三〇	三〇	國民道德要領 法制經濟及社會上ノ事項
普通學科	六五	六五	一〇五	一〇五	職業ニ適切ナル國語數學及理科國史及地理ノ大要 音樂
職業科	八〇	八〇	一〇五	一〇五	工業商業水産ノ中適切ナル地方的事項
教練科	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	教練、體操、競技、武道
合計	二七五	二七五	三三〇	三三〇	

合計 二七五 二七五 三三〇 三三〇

男子研究科

教授及訓練科目	教授及訓練時數			教授及訓練課程
	第一年	第二年	計	
修身及公民科	二五	二五	五〇	國民道德要領 作法、公民生活ノ心得
職業科	八〇	八〇	一六〇	工業商業水産ノ中適切ナル特殊的事項
教練科	八〇	八〇	一六〇	教練、體操、競技、武道
合計	一八五	一八五	三七〇	

女子普通科

教授及訓練科目	教授及訓練時數			教授及訓練課程
	第一年	第二年	計	
修身及公民科	三〇	三〇	六〇	道德ノ要旨、作法
普通學科	九〇	九〇	一八〇	日常須知ノ國語及算術珠算國史地理及理科ノ大要 唱歌
職業科	九〇	九〇	一八〇	工業商業水産ノ中地方生活上必要ナル基礎的事項
家事及裁縫科	九〇	九〇	一八〇	家事大要 通常衣服ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方
合計	一八〇	一八〇	三七〇	

體操科	四〇	四〇	八〇	體操、遊戲
合計	二五〇	二五〇	五〇〇	

女子本科

教授及訓練科目	教授及訓練時數		教授及訓練課程
	第一年	第二年	
修身及公民科	二五	二五	國民道德要領、公民心得、作法
普通學科	六五	六五	職業ニ適切ナル國語數學及理科國史及地理ノ大要 音樂
職業科	一二〇	一二〇	工業商業水産ノ中地方職業生活上適切ナル事項
家事及裁縫科	一二〇	一二〇	衣食住育兒看護家計等ニ關スル事項 通常衣服ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方、手藝
體操秘	四〇	四〇	體操、遊戲
合計	二五〇	二五〇	五〇〇

女子研究科

教授及訓練科目	教授及訓練時數	教授及訓練課程
修身及公民科	二二	國民道德要領、公民生活ノ心得、作法

職業科	教授及訓練時數	教授及訓練課程
工業商業水産ノ中適切ナル特殊の事項	一二〇	
衣食住育兒看護家計等ニ關スル事項	一二〇	
通常衣服ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方、手藝	一二〇	
合計	一四五	

女子普通科晝間每日制

教授及訓練科目	每週教授時數		教授及訓練課程
	第一年	第二年	
修身及公民科	二	二	道德ノ要旨
國語	四	四	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	二	二	整數、小數、分數、比例、歩合、算數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算
理科	二	二	自然ノ現象、通常ノ物理、化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル機械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要
地理及國史	二	二	地理及國史ノ大要
唱歌及體操	三	三	單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)體操遊戲
家事	二	二	衣食住看護育兒一家經濟ノ大要
裁縫	一一	一一	通常衣服ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方

職業	二	工業、商業、水産ノ中適切ナル基礎的事項
合計	三〇	三〇

女子本科書間毎日制

教授及訓練科目	毎週教授時數		教授及訓練課程
	第一年	第二年	
修身及公民科	一	一	國民道德要領公民ノ心得作法
國語	三	三	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
數學	二	二	普通科課程ノ補習、日用簿記、數學ノ初歩
理科	一	一	普通科課程ノ補習
地理及國史	二	二	地理及國史
音樂及體操	三	三	音樂體操及遊戲
家事	二	二	衣食住看病育兒一家經濟ノ大要
裁縫	一五	一五	通常ノ衣服ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方、手嚢
職業	二	二	工業、商業、水産ノ中適切ナル地方的事項
合計	三一	三一	

女子研究科書間毎日制

教授及訓練科目	毎週教授及訓練時數		教授及訓練課程
	第一年	第二年	
修身及公民科	一	一	國民道德要領、公民生活ノ心得、作法
職業科	三	三	工業、商業、水産ノ中適切ナル特殊的事項
家事及裁縫科	二五	二五	本科課程ノ補習
合計	二九	二九	

専修科の教科

専修科の期間に關しては既に述べた處である。三ヶ月以上一ヶ年以下を以て適當とし地方の事情によつては敢て一回に止まる事なく二回以上開設してもよい事であり、一市町村に二校以上ある際は、或は何れかの一校専修科を置く方法も採り得るし、また、數校のうち主としてその區域の事情に應じて異種の専修科を置きその青年學校の大部分の生徒及他の青年學校の一部分の生徒を併せ收容する。斯くして一市町村の青年に大體希望を満足せしむる等の經營もできる。更に、都

市の如く十校以上もある場合各校に専修科を設置するよりも、その内其の市に尤も必要なる二三種のものを選び、之が設備を充分にして、これが徹底を圖らねばならぬ。例へば市の状態によつて甲校の専修科では簿記を課し、乙校の専修科では製圖測量を課し、丙校の専修科では速記タイプライターを課し、丁校の専修科ではミシン、手藝を課し、戊校の専修科では割烹看護等を課する如く、實務に従事する青年に對し時代の要求する特別なる職業につき尤も特色ある指導をしなければならぬ。

その間には完全なる設備の外優良なる教員を要すること言ふまでもない。

而して、之が期間を三ヶ月とするならば、一市町村の生徒の本科生、研究生も兼修する場合も生ずるからなるべく、時季を異にして計畫する事も一つの方法である。

かく専修科は、校長に一任された尤も簡易自由性を持つたものであるから、充分考究の上専ら實技實能の學修に資せしむる様施設する事が大切である。

その他地方の事情要求に應じて、珠算、英語、家具、塗工、園藝、養蠶、洗染等自由簡易の施設を採ること大切である。

第十五章 編成及職員

第一編 制

學級の編制は、適當な生徒數を得るならば各科別に各學年毎に分つべきものである。

而して一學級一科の一學年づゝとするときは、凡そ一學校には普通科二學級、本科五學級、研究科一學級都合八學級編制となる。更に女子部があると當然増して來る。一學級平均四十人とすれば男子部のみで三百二十名の在籍者を持つ學校である。

それにしても、本科の一學年が四十名の學校とすれば、普通科は一學級十名内外であらう。其の場合と雖も、一學級に編制するのが當然である。しかし、經費の關係、教師や指導員を得る關係上などによつて止むを得ず複式編制にする場合も生じて來る。之は止むを得ない事であらう。

町村によれば本科に於ても複式に編制しなければならぬ學校も尠くなからう。しかし、この場合と雖も、一學級の人数が五十人以下として止むを得ない場合は六十人迄増すことを得る規定となつて居るが、實際に於て四十人以上は困難であらう。更に複式編制とする場合でも、一學級二ヶ年以上の編制は、その指導困難で、實際の効果を奏しない。殊に本科を一學級に編制する杯は如何に生徒数が尠く、指導するものが敏腕であるとしても、全く中譯的のものである。

その様では、生徒は何等の興味もなければ蒙を啓く由もないので、生徒の側では時間潰しとして、次第に出席しなくなり衰微に傾いて來ることは止むを得ない事である。

◇参考 徳島縣施行細則

第五十一條 學級は男女別に編制し之を各科各年に分つべし但し特別の事情ある場合は此の限に在らず

一學級の生徒数は五十人以下とす但し特別の事情ある場合は六十人迄増加することを得

學級の編制は、學校教育の如く嚴重に考へてはならぬ。何處迄も自由制の編制であるべきは言ふまでもないが、既に述べた如く教育の效果を中心として編制しなければならぬ。

第二 教 育

青年學校令第十一條に

青年學校には相當員數の専任教員を置くべし

とある。更に第十二條には

青年學校の教員の資格に關する規則は文部大臣之を定む

とある。猶附則として

青年學校の専任教員は道府縣立の學校に在りては文部大臣其の他の學校に在りては地方長官の認可を受け當分の内之を置かざることを得とある。

第十二條に従つて規定せられたる青年學校教員資格規程、青年學校教員養成所

令、青年學校教員養成所規程、實業學校教員資格に關する規程中改正職員制中改正
其他は次の通りである。

青年學校教員資格規程 (省令)

第一條 左の各號の一に該當する者は青年學校の教員たることを得

- 一 青年學校教員養成所を卒業したる者
- 二 實業學校の教員たることを得る資格を有する者
- 三 小學校本科正教員又は小學校專科正教員の免許狀を有する者
- 四 文部大臣の指定したる者

第二條 職業、家事又は裁縫に關する特別の知識技能を有する者は地方長官の認
可を受け青年學校の教員たることを得

第三條 前條の認可を受けんとする者は其の擔任せんとする教授及訓練科目を
記載したる願書に履歷書を添へ地方長官に申請すべし

第四條 公立青年學校に在りては地方長官に於て、私立青年學校に在りては地方
長官の認可を受け設置者に於て第一條及第二條の資格を有せざる者を教員と

して採用することを得

前項に依り採用したる教員は公立青年學校に在りては教諭及助教諭と稱する
ことを得ず

第五條 左の各號の一に該當する者にあらざれば公立青年學校の教諭と稱する
ことを得ず

- 一 青年學校教員養成所を卒業したる者
- 二 實業學校の教員たることを得る資格を有する者
- 三 小學校本科正教員又は小學校專科正教員の免許狀を有する者にして六年
以上助教諭の職に在りたるもの

青年學校以外の公立學校の教諭又は助教諭の職に在りたる者は前項の規定に
拘らず公立青年學校の教諭と稱することを得

第六條 青年學校に於て第四條に依り採用する教員數の制限に關しては地方長
官の定むる所に依るべし

附 則

第七條 本令は公布の日より之を施行す

第八條 青年學校教員養成所令附則第三項の青年學校教員養成所にして修業年限二年未滿のものを卒業したる者は第五條第一項の適用に付ては三年以上助教諭の職に在りたる場合に限る

第九條 本令中助教諭の在職年數の計算に付ては従前の公立實業補習學校は之を公立青年學校と看做す

第十條 従前の公立實業補習學校は第五條第二項の適用に付ては之を青年學校と看做す

第十一條 本令施行前に於て公立私立實業學校教員資格に關する規程第二條第三號の規定に依り文部大臣の指定したる者は之を第一條第四號の規定に依り指定したるものと看做す

第十二條 本令施行前に於て公立私立實業學校教員資格に關する規程第二條の二の規定に依り地方長官に於て實業補習學校の教員たることを認可したる者は之を第二條の規定に依り認可したるものと看做す

第十三條 従前の實業補習學校教員養成所又は大正九年文部省令第三十四號附則第五項の規定に依り實業補習學校教員養成所と看做されたるものを卒業したる者は本令の適用に付ては之を青年學校教員養成所を卒業したるものと看做す但し修業年限二年未滿のものに在りては第五條第一項の適用に付ては三年以上助教諭の職に在りたる場合に限る

第十四條 本令施行前に於て大正九年文部省令第三十四號附則第三項の規定に依り實業補習學校の教員たることを得る資格を有したる者は之を本令に依り青年學校の教員たることを得る資格を有するものと看做す

青年學校教員養成所令（勅令）

第一條 青年學校教員養成所は青年學校の教員たるべき者を養成する所とす

第二條 北海道府縣及市は青年學校教員養成所を設置することを得

第三條 青年學校教員養成所の設置廢止は文部大臣の認可を受くべし

第四條 青年學校教員養成所の設置廢止修業年限、入所資格學科目及其の程度並に教諭及助教諭の資格等に關する規則は文部大臣之を定む